

第3次
酒田市環境基本計画

【基本計画編】



酒 田 市

令和8年3月

(表紙の写真) 鳥海山と庄内平野

日本有数の穀倉地帯として知られ、米の生産が盛んな庄内平野は、先人の知恵と努力により築かれた酒田の発展の礎となった二次的な自然環境です。

第3次酒田市環境基本計画の策定にあたって



酒田市は、庄内平野の中央部に位置し、北に秀峰鳥海山、東には出羽丘陵の山並みが連なり、市内を貫流する最上川は日本海に達しています。市域には、2016（平成28）年9月に日本ジオパークに認定された「鳥海山・飛島ジオパーク」があり、活火山「鳥海山」から日本海沿岸、沖合の「飛島」までを包含する2県4市町に及ぶエリアにおいて、地質・地形から地球の過去を知り、未来を考えて、大地と自然、人々とのつながりを学び、肌で地球を楽しむことができます。

この恵まれた豊かな環境を維持、保全し将来に継承していくために、2002（平成14）年4月に「酒田市環境基本条例」を策定するとともに、2005（平成17）年3月に「第1次酒田市環境基本計画」、2015（平成27）年3月に「第2次酒田市環境基本計画」を策定し、自然環境の保全やごみの減量化・再資源化など様々な施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、近年、地球温暖化が原因と考えられる猛暑や豪雨などの気候変動による災害が世界規模で発生し、本市においても、記録的な大雨による災害の発生など、その影響が顕在化しています。さらに、この問題と密接に関わる生物多様性の損失への危機感も高まっており、私たち一人ひとりの行動変容が強く求められています。

このような状況の中、地球規模で環境問題等の課題や地球温暖化対策に取り組む動きが活発となっており、我が国においても、「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」を宣言するとともに、2024（令和6）年5月に閣議決定した国の第六次環境基本計画では、ウェルビーイングを最上位に掲げ、脱炭素、循環経済、ネイチャーポジティブの施策の統合・相乗効果を打ち出し、環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すこととしました。

このたび、本市においても上記の視点を取り入れ、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、「未来につなげよう 酒田の自然・まちなみ・こころ～豊かな自然と住みよい環境が作りだすウェルビーイングのまち 酒田～」を目指す環境像とした「第3次酒田市環境基本計画」を策定いたしました。本計画は、これまで実施してきた施策や取組の流れを受けつつ、さらに発展させ、将来に向けての新たな目標や方向性を示すもので、市民、事業者の皆さまと連携を図りながら一層の取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に、策定にあたりアンケートやワークショップにご協力いただいた市民、事業者の皆さま、貴重なご意見、ご提言をいただきご尽力を賜りました酒田市環境審議会委員の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和8年3月

酒田市長 矢口明子

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象分野	4
5 計画の主体	5
6 計画の構成	5
7 環境をめぐる国内外の動向	6
8 計画策定に向けた視点	8
第2章 酒田市の環境を取り巻く状況	9
1 市の状況	9
2 第2次環境基本計画の評価	12
第3章 計画の基本理念	19
1 目指す環境像	19
2 基本目標	20
3 施策の体系	21
第4章 施策の展開	23
基本目標 【脱炭素社会】地球環境に配慮した暮らしを实践するまち	23
施策の柱：地球温暖化対策	25
施策の柱：気候変動適応策(酒田市気候変動適応計画)	30
基本目標 【循環型社会】限りある資源を有効利用するまち	41
施策の柱：4Rの推進	43
施策の柱：廃棄物の適正処理	46
基本目標 【自然共生社会】豊かな自然環境と人が共生するまち	49
(酒田市生物多様性地域戦略)	
施策の柱：生物多様性の保全	57
施策の柱：持続可能な生物多様性の維持	59
基本目標 【安心・快適社会】安心して快適に生活できるまち	61
施策の柱：安全・安心な生活環境の保全	63
施策の柱：快適な生活環境の形成	65
基本目標 【協働社会】みんなが協働して環境保全に取り組むまち	67
施策の柱：市民・事業者の環境意識の向上	69
施策の柱：環境保全活動の充実	71
第5章 計画の推進	73
1 計画の推進体制と役割	73
2 進行管理の方法	74

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画の目的

酒田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、酒田市環境基本条例（以下「市環境基本条例」という。）第 8 条に基づき策定され、同条例第 3 条の基本理念及び第 7 条の施策の基本方針に基づき、酒田市の環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向性や目標を定める本市環境行政の最も基礎となる計画です。

酒田市では、合併前の旧酒田市の 2002（平成 14）年 4 月に市環境基本条例を施行し、2005（平成 17）年 3 月に第 1 次環境基本計画を策定しました。その後、2005（平成 17）年 11 月 1 日に旧酒田市、八幡町、松山町、平田町の合併により新酒田市が誕生し、市環境基本条例、環境基本計画を承継しました。2011（平成 23）年 3 月には第 1 次環境基本計画の見直しを行い、計画の対象区域を新酒田市全域に拡大しました。2015（平成 27）年 3 月に第 2 次環境基本計画を策定し、2021（令和 3）年 3 月に見直しを行い、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

こうした中、近年、地球温暖化を要因とする気候変動や生態系への影響など地球規模での新たな課題が顕在化しており、国内外において人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に向けた機運が高まっています。

第 3 次環境基本計画（以下「本計画」という。）は、第 2 次環境基本計画の成果と課題を踏まえた上で、脱炭素社会への移行や循環型社会の形成、循環経済への転換、自然共生社会の構築といった社会的要請に応えつつ、市環境基本条例第 3 条で定める基本理念の具体化を図っていくことを目的とします。

基本理念

酒田市環境基本条例

- 第 3 条 環境の保全及び創造は、恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、市民がこの環境の恵沢を享受するとともに、良好な状態で将来の世代に継承できるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、自然の復元力には限界があることを認識し、資源の有効活用により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、市、市民及び事業者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の特性に応じて多様な生態系が健全に維持されるよう配慮するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを保ちながら、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、市、市民及び事業者がこれを自らの課題として認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2 計画の位置付け

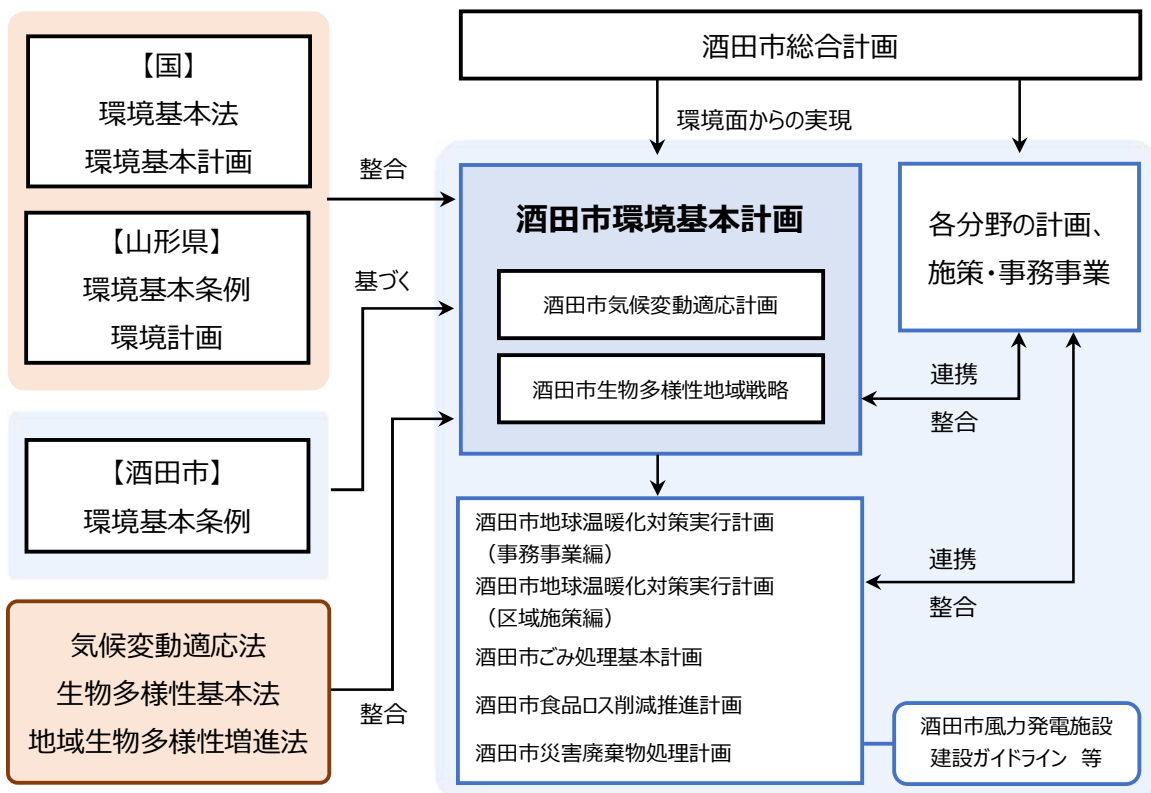
本計画は、市環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策について、総合的かつ計画的に推進する基本的な計画で、中長期的な目標や施策の方向性を示すものとなります。

また、酒田市の最上位計画である「酒田市総合計画」の理念や目標を環境面から着実に実現していくための役割を担う計画でもあります。

さらに、気候変動への適応や生物多様性の保全を推進するため、気候変動適応法第12条に基づく「酒田市気候変動適応計画」、生物多様性基本法第13条及び地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律に基づく「酒田市生物多様性地域戦略」を包含した計画として位置付けます。

計画の推進に当たっては、国や県の環境基本計画との関連性を配慮するとともに、本市が策定するその他の環境に関連する計画や各分野の計画など、各施策・事務事業の内容について連携・整合を図ります。

■本計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間*とします。

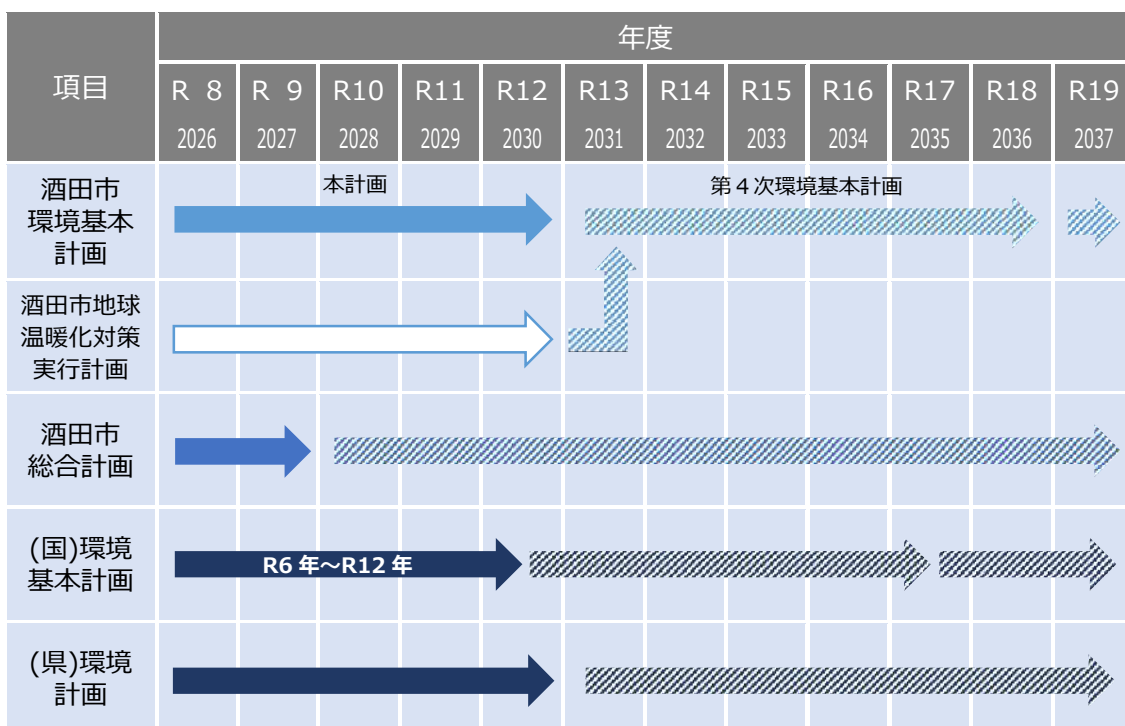
また、酒田市を取り巻く社会経済情勢、環境に大きな変化が生じた場合は、適宜計画の見直しを行い、これらに適切に対応することとします。

【計画期間の基本的な考え方】

- 計画期間：原則6年間

国の環境基本計画の内容を適切に市環境基本計画に反映させるため、国の環境基本計画の策定翌年度に市環境基本計画を策定する。

- 中間見直しは、必要に応じて行うものとする。



※2024（令和6）年7月25日からの大雨による災害により、第2次環境基本計画の期間を2025（令和7）年度に1年延長したため、5年間としたもの。

4 計画の対象分野

本計画は、対象区域を酒田市全域とし、対象とする環境分野は、市環境基本条例第7条を踏まえ、地球環境（地球温暖化、気候変動等）、資源循環（廃棄物、循環型社会等）、自然環境（森林、河川・湖沼、動植物、生物多様性等）、生活環境（大気、水質、土壌、騒音・振動、悪臭等）と、これらと横断的に関わる環境教育・協働参画を含めた5つとします。あわせて、各分野を構成する要素として環境項目を下記のとおり整理します。

	環境分野	環境項目
1	地球環境に関すること	温室効果ガス排出量の削減 気候変動適応策の推進
2	循環型社会の形成に関すること	廃棄物の発生抑制 再使用と資源の好循環
3	自然共生社会の構築に関すること	多様な自然環境の保全と持続的な利用 自然とのふれあいの促進
4	生活環境の保全に関すること	大気・水環境の保全 日常生活環境の保全
5	協働による環境保全の推進に関すること	環境教育・環境学習の推進 環境保全活動の促進と協働による取組の推進

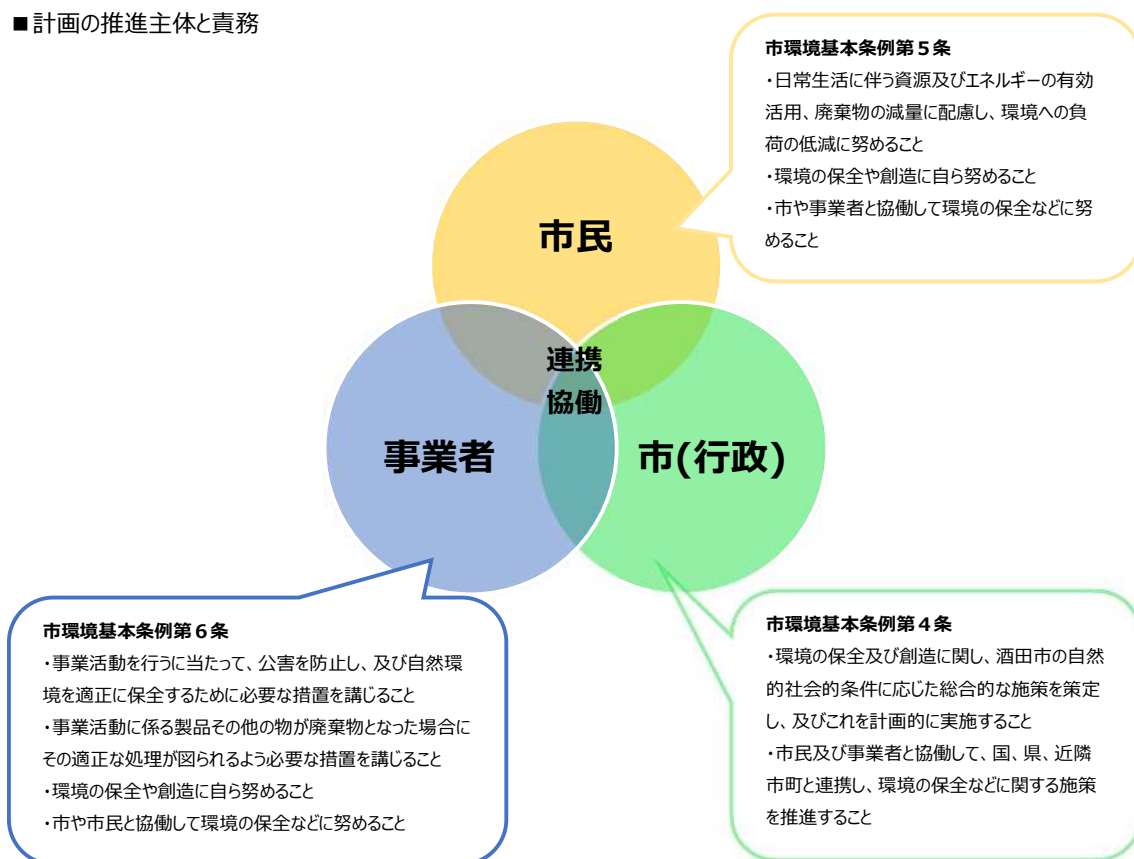
施策の基本方針	酒田市環境基本条例
	<p>第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条～第6条 （略）</p> <p>第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に施策を行うものとする。</p> <p>(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。</p> <p>(2) 森林、農地、海浜、河川等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全され、生物の多様性の確保が図られること。</p> <p>(3) 地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全により、快適な都市環境の形成が図られること。</p> <p>(4) 資源の循環的な利用、廃棄物の減量、エネルギーの有効活用等により、環境への負荷の低減が図られること。</p>

5 計画の主体

市民、事業者及び市が、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を創造していきます。推進主体は、通勤・通学・観光等の滞在者にも及ぶことがあります。

市域を越えて広域的な取組が必要となる場合には、国、県、近隣市町との連携を図ります。

■計画の推進主体と責務



6 計画の構成

「基本計画編」「資料編」「行動計画編」の3つから構成される形は、本計画においても継続します。

■構成のイメージ

基本計画編	本市環境施策の中長期的な目標や基本的な方向性を表したもの
資料編	基本計画編の作成に当たって活用した資料やデータをまとめたもの
行動計画編	具体的な施策・事務事業をまとめたもの。毎年度、評価・見直しを実施

7 環境をめぐる国内外の動向

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

2015 (平成 27) 年 9 月の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において目標として掲げられたものが、「持続可能な開発目標 (SDGs)」です。人間、豊かさ、平和、パートナーシップ及び地球の 5 つの要素について、「誰一人取り残さない」を合言葉に持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 (令和 12) 年を期限とする 17 のゴール、169 のターゲット及びその進展を評価するための指針を持つ包括的な目標となっています。それぞれのゴール・ターゲットが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決すること、一つの行動によって複数の利益を生み出すことを目指しています。

日本においても、2016 (平成 28) 年 5 月に SDGs の推進本部を立ち上げ、特に日本が優先して達成を目指す 8 つの分野を定めた SDGs 実施方針を策定して、その実現に取り組んでいます。



出典：SDGs を構成する 5 つの要素
(国際連合広報センター)

(2) 地球温暖化対策、気候変動適応策の進展

1997 (平成 9) 年に採択された京都議定書に代わる新たな枠組みを構築するため、2015 (平成 27) 年にフランス・パリで行われた国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において、新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は世界の温室効果ガス排出量の 55%以上を占める 55 개국以上の締約国が批准して、2016 (平成 28) 年に発効し、日本も同年 11 月に批准しています。国においては、脱炭素社会 (カーボンニュートラル) の実現を目指して、地域脱炭素ロードマップを策定し、2050 (令和 32) 年までに脱炭素で、持続可能な活力ある地域社会を実現するとしています。

※パリ協定の締約国は、2025 (令和 7) 年時点で 196 개국・地域となっている。

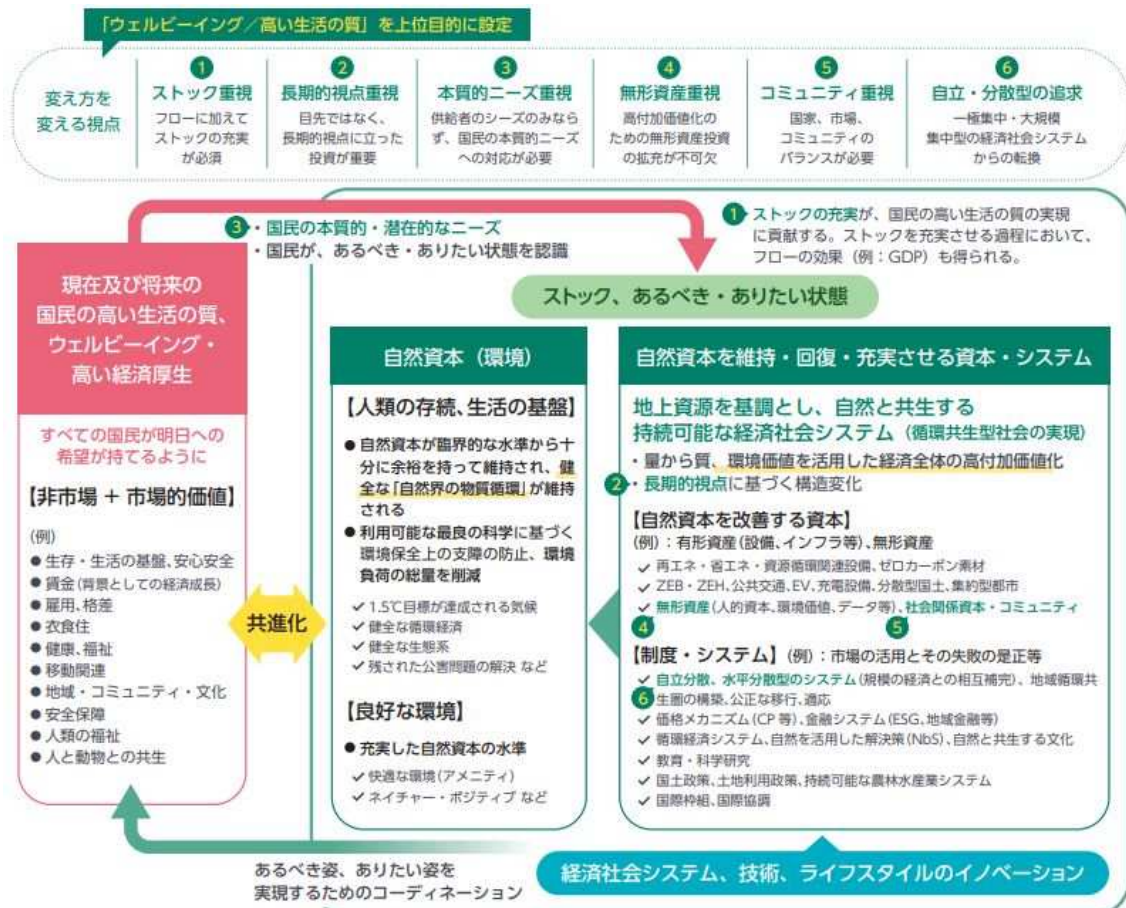
(3) 地域循環共生圏 (ローカル SDGs) の取組

相互に関連する複数の目標を統合的に解決する、あるいは、環境を基盤に持続可能な社会・経済活動を統合的に築くという SDGs の考え方は、環境問題のみならず地域課題の包括的な解決にも貢献する考え方です。

国の第五次環境基本計画では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を提唱しています。これは、各地域がその特性をいかした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域や都市と地域資源を補完し支え合う仕組みづくりを推進するというものです。

(4) 第六次環境基本計画（国）

2024（令和6）年5月に策定され、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現が掲げられました。気候変動、生物多様性の損失、汚染の直面する3つの危機に対して、「地域循環共生圏」の構築や「カーボンニュートラル」、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」、「自然再興（ネイチャーポジティブ）」等の施策の統合・シナジー等の政策が展開されています。



出典：令和6年度版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

(5) 第4次山形県環境計画

2021（令和3）年3月に策定され、「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」を目指す姿とし、「ゼロカーボンへのチャレンジ」をテーマに6つの基本目標を掲げています。

- 施策の柱1 持続可能な社会をけん引する人づくりと県民総ぐるみによる運動の展開
- 施策の柱2 気候変動対策による環境と成長の好循環（グリーン成長）の実現
- 施策の柱3 再生可能エネルギーの導入拡大による地域の活性化
- 施策の柱4 3Rの推進による循環型社会の構築
- 施策の柱5 生物多様性を守り、活かす自然共生社会の構築
- 施策の柱6 良好な大気・水環境の確保と次世代への継承

8 計画策定に向けた視点

本計画は、これまでの取組を継続・推進することを基本としながら、社会経済情勢の変化や市民の意識、第2次環境基本計画の評価などを踏まえ、課題解決のための以下の視点を取り入れた計画とします。

① 「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に向けた計画

国の第六次環境基本計画では、「環境保全を通じた、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現」を目的に据え、ストックである自然資本（環境）を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤となるとし、環境政策を起点として、様々な社会・経済的課題を同時に解決していく方針が掲げられています。

環境にやさしいまちづくりを目指した環境施策の実施が、「ウェルビーイング／高い生活の質」につながることを、市民や事業者と共有し、連携した上で計画の推進を図る必要があります。

② 2050年カーボンニュートラルの実現を目指した計画

国は2020（令和2）年10月、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量を削減し、並びに吸収作用を保全し、及び強化する必要があります。カーボンニュートラルの実現に向け、国の中期目標年度である2030（令和12）年までを取組の加速期間として位置付け、地球温暖化対策の強化を図り、具体的な取組を示していく必要があります。

③ 循環経済（サーキュラーエコノミー）を見据えた計画

資源・エネルギーや食料需要の増大、廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の社会経済活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

今後の持続可能な経済成長や発展を実現するために重要とされていることから、資源消費の最小化や廃棄物の発生抑制などにつながる方向性を示していくことが求められます。

④ 自然再興（ネイチャーポジティブ）を見据えた計画

2022（令和4）年12月に開催された国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、目指すべき2050年ビジョン「自然と共生する世界」の達成に向けた短期目標として、2030（令和12）年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味する「自然再興（ネイチャーポジティブ）」の実現が掲げられました。

ネイチャーポジティブの実現に向けて、生物多様性保全に関する施策に加えて気候変動や資源循環などの施策と連携し、取り組んでいく方向性を示していくことが求められます。

第2章 酒田市の環境を取り巻く状況

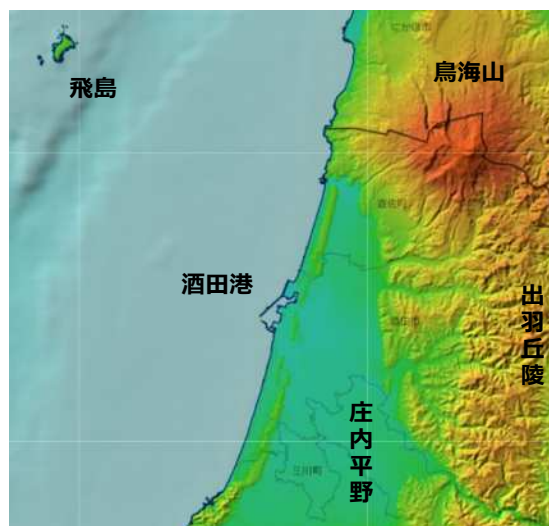
1 市の状況

(1) 位置

酒田市は、県の北西部、庄内平野の北部に位置しています。

北は秀峰鳥海山を望み、東は出羽丘陵を背にし、南はほぼ庄内平野の中央に達し、西は日本海に面しています。鳥海山、出羽丘陵から発する日向川や相沢川、そして県内を縦貫する最上川が本市のほぼ中央部を貫き日本海に注いでいます。

また、酒田沖の北西 39km には県唯一の離島飛島があり、鳥海山とあわせて鳥海国定公園に指定されています。2016（平成 28）年には「鳥海山・飛島ジオパーク」が日本ジオパークに認定されました。



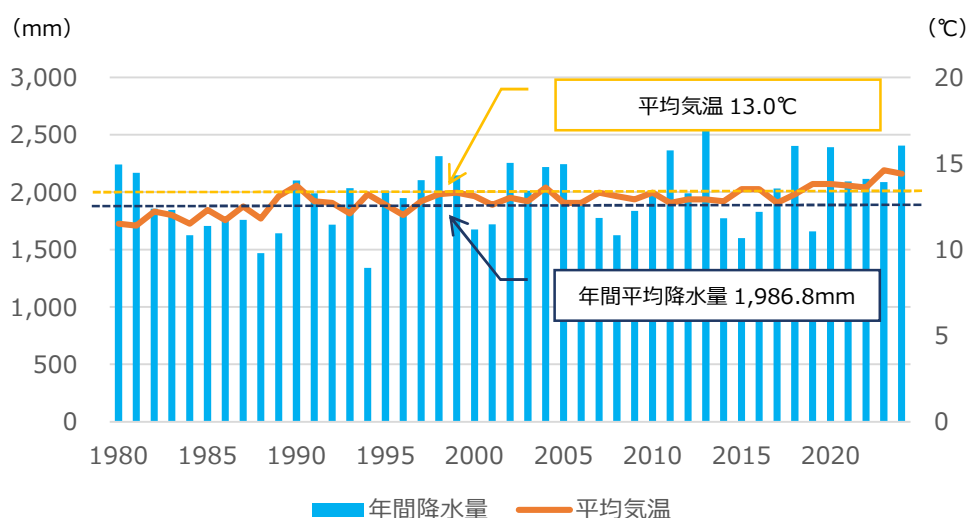
出典：色別標高図（国土地理院）

(2) 気候

気候は、海洋性気候であり、夏季は高温多湿、冬季は北西の季節風が強く、庄内地域特有の地吹雪が発生します。山間部は多雪ですが、平野部の積雪量は比較的少なくなっています。

平均気温は 13.0℃（日最高気温 40.1℃、日最低気温 -16.9℃）、年間平均降水量は 1,986.8mm、日照時間の平均は 1,538.8 時間となっています。（1991 年～2020 年の平年値）

■年間降水量と平均気温の推移



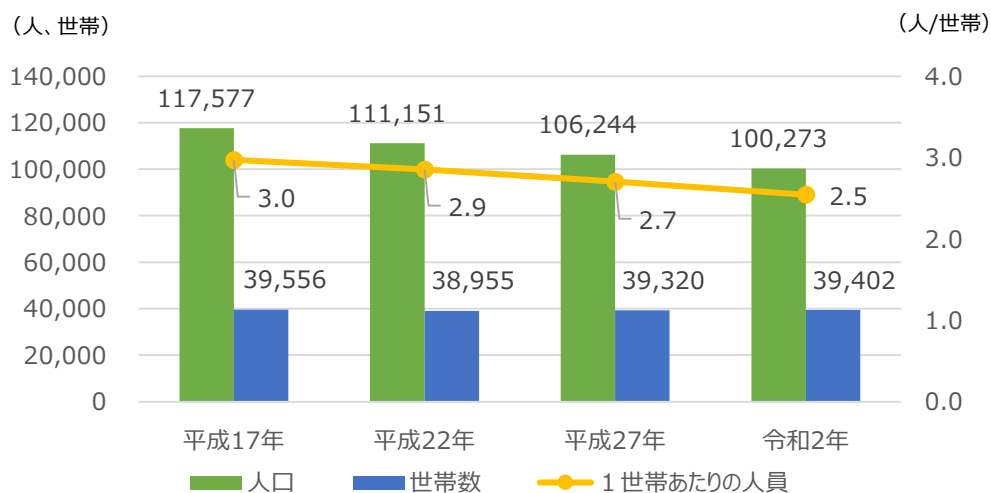
出典：気象庁ホームページ「過去の気象データ（酒田）」を用いて作成

(3) 人口及び世帯数

人口は、2020（令和2）年国勢調査では 100,273 人、2015（平成27）年国勢調査と比較すると 5,971 人、約 5.6%の減少となっています。

世帯数は、2020（令和2）年国勢調査では 39,402 世帯、2015（平成27）年国勢調査と比較すると 82 世帯、約 0.2%の増加となっています。

■人口及び世帯数の推移



出典：国勢調査（総務省）

(4) 市域及び面積

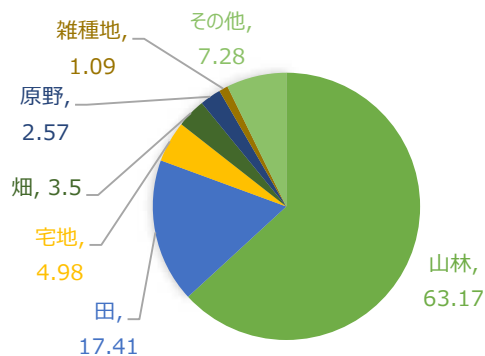
市域は、東西約 54.5 (33.7) km^{*}、南北約 48.3 (35.5) km あり、面積は 602.98km² と、県内で 2 番目の広さを有しています。

土地の利用状況（2024（令和6）年 1月1日現在）を見ると、山林が 381km² で約 63%、農用地（田、畑）は 126km² で約 21%、宅地は 30km² で約 5%を占めています。

また、森林面積が市域の約 7 割を占め、市街地と近接していることから、森林は身近な存在となっています。

※（ ）は飛島を除いた場合

■総面積に対する地目別面積の割合



出典：Sakata Data File2025（酒田市）

(5) 産業

2021（令和3）年経済センサス（活動調査）における事業所数は、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス、娯楽業」の順となっており、第3次産業が8割以上を占めています。

従業者数は、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「製造業」、「医療、福祉」の順となっており、第3次産業が約7割を占めています。

2016（平成28）年経済センサス（活動調査）と比較すると、事業所数・従業者数ともに総数は減少しています。

■ 産業別事業所数・従業者数

業種	事業所数（か所）				従業者数（人）			
	H28年	構成比（%）	R3年	構成比（%）	H28年	構成比（%）	R3年	構成比（%）
全産業（公務を除く）	5,615	100.0	5,253	100.0	48,486	100.0	48,166	100.0
第1次産業								
農林漁業	51	0.9	85	1.6	568	1.2	820	1.7
第2次産業								
鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.0	4	0.1	13	0.0	26	0.1
建設業	615	11.0	560	10.7	5,315	11.0	4,878	10.1
製造業	369	6.6	332	6.3	9,047	18.7	8,878	18.4
第3次産業								
電気・ガス・熱供給・水道業	8	0.1	15	0.3	364	0.8	321	0.7
情報通信業	33	0.6	30	0.6	205	0.4	221	0.5
運輸業、郵便業	120	2.1	109	2.1	2,472	5.1	2,375	4.9
卸売業、小売業	1,611	28.7	1,394	26.5	9,595	19.8	9,822	20.4
金融業、保険業	94	1.7	87	1.7	1,001	2.1	907	1.9
不動産業、物品賃貸業	181	3.2	194	3.7	601	1.2	694	1.4
学術研究、専門・技術サービス業	202	3.6	191	3.6	846	1.7	819	1.7
宿泊業、飲食サービス業	680	12.1	605	11.5	3,482	7.2	3,172	6.6
生活関連サービス、娯楽業	616	11.0	562	10.7	2,204	4.5	1,954	4.1
教育、学習支援業	132	2.4	135	2.6	840	1.7	979	2.0
医療、福祉	458	8.2	479	9.1	7,206	14.9	7,276	15.1
複合サービス事業	62	1.1	56	1.1	742	1.5	630	1.3
サービス業	381	6.8	415	7.9	3,985	8.2	4,394	9.1

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

出典：経済センサス－活動調査（経済産業省）

2 第2次環境基本計画の評価

(1) 第2次環境基本計画の目標達成状況

2015（平成27）年度から2025（令和7）年度までの11年間を計画期間とする第2次環境基本計画では、共通目標、「身近な環境に関する目標」、「資源利用に関する目標」、「自然環境に関する目標」、「地球環境に関する目標」の5つの基本目標により、目指すべき環境像の実現に向けた取組を進めてきました。

2024（令和6）年度の達成状況については、全14項目中、「達成」は2項目、「概ね達成」は4項目、「未達成」は8項目となっています。

基本計画の目標	目標達成の指標	H26年度	R元年度	R6年度	達成状況	達成目標値（R7年度）	
共通目標 「全員参加」 みんなで取り組む未来 につながる環境づくり	環境基本計画の認知度	市民の 37.0%	33.4%	36.9%	未達成	70%以上	
	環境イベントへの 参加経験者割合	市民の 22.1%	23.8%	20.4%	未達成	70%以上	
1「身近な環境」 に関する目標 安心して快適な美しい 地域づくり	市に寄せられる 苦情件数の減少割合	142件	131件 (7.7%減)	54件 (61.9%減)	達成	H26年度比 50%減	
	清掃ボランティアなどへの 参加経験者割合	市民の 35.0%	32.1%	32.9%	未達成	70%	
	環境基準の達成(生 活に好ましい環境の 指標)	大気	概ね 達成	概ね 達成	概ね 達成	概ね 達成 ^{※1}	環境基準の達成
		水質	概ね 達成	概ね 達成	達成	達成	環境基準の達成
騒音		100.0%	99.7%	99.6%	概ね 達成	環境基準の達成	
2「資源利用」 に関する目標 環境負荷の 少ない社会へ	1人1日あたりの家庭ごみ 排出量	723g (H25)	688g	625g	概ね 達成	623g	
	家庭系・事業系 ごみの排出量	40,281 ト (H25)	38,009 ト	34,468 ト	未達成	31,300 ト	
	リサイクル率	16.5% (H25)	15.7%	15.0%	未達成	20.9%	
	資源回収による回収量	4,412 ト (H25)	3,529 ト	3,183 ト	未達成	5,000 ト	
3「自然環境」 に関する目標 自然を守り共に生きる	自然に関するイベント 参加経験者割合 ^{※2}	—	21.5%	12.9%	未達成	市民の 30%以上	
4「地球環境」 に関する目標 二酸化炭素の発生が 少ない生活	環境家計簿の取組世帯数 割合	12.6%	12.3%	4.6%	未達成	20%以上	
	省エネや節電に常に取り組 む世帯割合 ^{※2}	72.1%	64.0%	86.3%	概ね 達成	90%以上	

※1 達成目標値に対して実績値が9割以上の場合、「概ね達成」としている。

※2 令和7年度酒田市総合計画【後期計画】の進捗に関するアンケート調査（令和6年4月～令和7年3月の取組を対象）の数値となる。

(2) 第2次環境基本計画「行動計画編」の達成状況

第2次環境基本計画「行動計画編」は、基本計画編に沿った具体的な施策をまとめたもので、毎年度更新されます。2024（令和6）年度の行動計画については、全68施策中、成功数は39施策（成功率57.4%）となっています。

目標区分	施策数		未達成の施策
		成功数 [※]	
共通目標 「全員参加」 みんなで取り組む未来につながる環境づくり	5	2	・環境教育の推進 ・森林ボランティアの育成 ・持続可能な開発目標「SDGs」の推進
基本目標1 「身近な環境」に関する目標 安心して快適な美しい地域づくり	19	11	・美化サポーター活動の推進 ・庄内浜の美化活動 ・飼い犬の適正な管理 ・適正なペット飼養 ・野良猫の増加の防止 ・小規模開発等の自主的な環境影響評価 ・空き家等の適正管理 ・ごみステーションの整備
基本目標2 「資源利用」に関する目標 環境負荷の少ない社会へ	11	7	・食品トレイ等の店頭回収の推進 ・廃食用油のリサイクルの推進 ・自治会などによる集団資源回収運動の推進 ・各種イベントでのごみの分別収集
基本目標3 「自然環境」に関する目標 自然を守り共に生きる	15	11	・猛禽類保護センターを活用した自然保護の啓発 ・保存樹等の指定 ・不法投棄の防止 ・野生鳥獣の適切な保護及び管理
基本目標4 「地球環境」に関する目標 二酸化炭素の発生が少ない生活	18	8	・環境家計簿の普及 ・エコドライブの推進 ・低公害車使用の推進 ・公共交通機関や自動車の利活用の推進 ・ウォームビズ、クールビズの推進 ・ウォームシェア、クールシェアの推進 ・節電の推進 ・緑のカーテンの普及 ・市の施設の照明のLED化 ・風力発電施設建設ガイドラインの運用
合計	68	39	(成功率 57.4%)

※年度当初に設定した目標指標や事業目的について、年度期末に“概ね期待どおりの成果を得た”と判断された事業を「成功」とし、集計したもの。

(3) 環境意識の調査

本計画の策定に向けた、市民の環境に関する評価、日頃の環境行動の実践状況、環境施策の認知度、環境に関する今後の方向性などのご意見をうかがい、基礎資料として活用することを目的として、16歳以上の市民、小中学生を対象としたアンケートを実施しました。

(実施概要や結果の詳細は資料編に掲載)

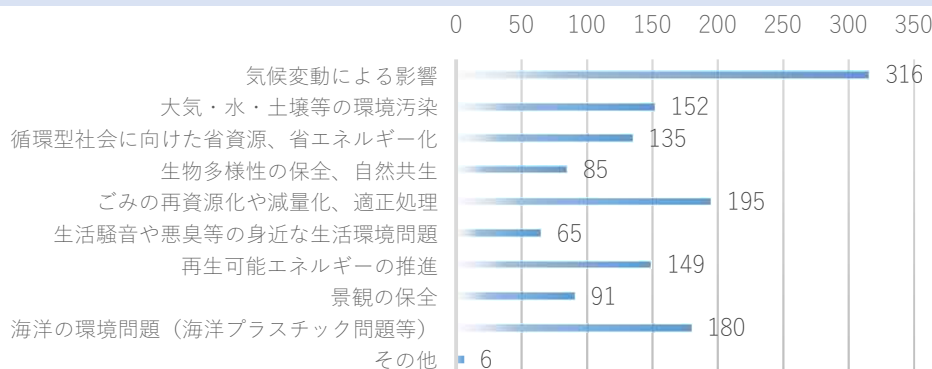
○市民アンケート調査の概要

実施期間	2023(令和5)年12月1日～2024(令和6)年1月4日
実施方法	調査票を郵送
対象者	市内在住で16歳以上の市民から無作為抽出した1,000人
回答数	431件(回答率43.1%)

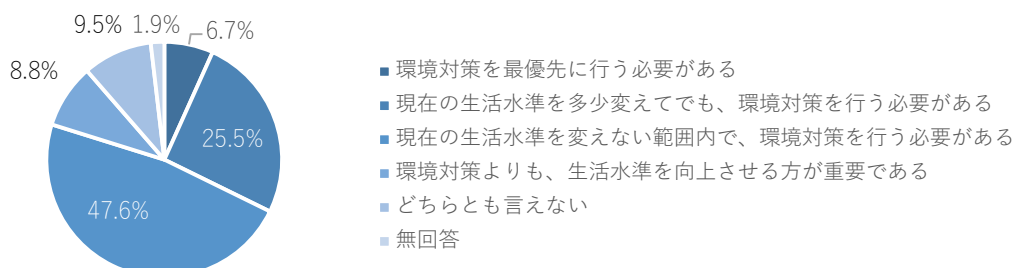
○市民アンケートの結果

アンケートの結果、「気候変動による影響」への関心が最も高く、「ごみの再資源化や減量化、適正処理」や「海洋の環境問題」、「大気・水・土壌等の環境汚染」への関心も高くなっています。環境対策と生活水準の関係については、「環境対策を行う必要がある」と考えている方の割合は、約8割にも及び、環境対策への意識の高さが示された結果となっています。環境対策を進める上で、市民や事業者が取り組みやすい施策を実施していくことが重要と考えられます。

問 現在、どのような環境問題に関心がありますか。(あてはまるものすべて回答) N=373



問 環境を良くする対策を進めると、場合によっては現在の生活が少し不便になってしまう場面が出てくることが考えられますが、これについて、あなたの考えに最も近いものはどれですか。(1つだけ回答) N=431



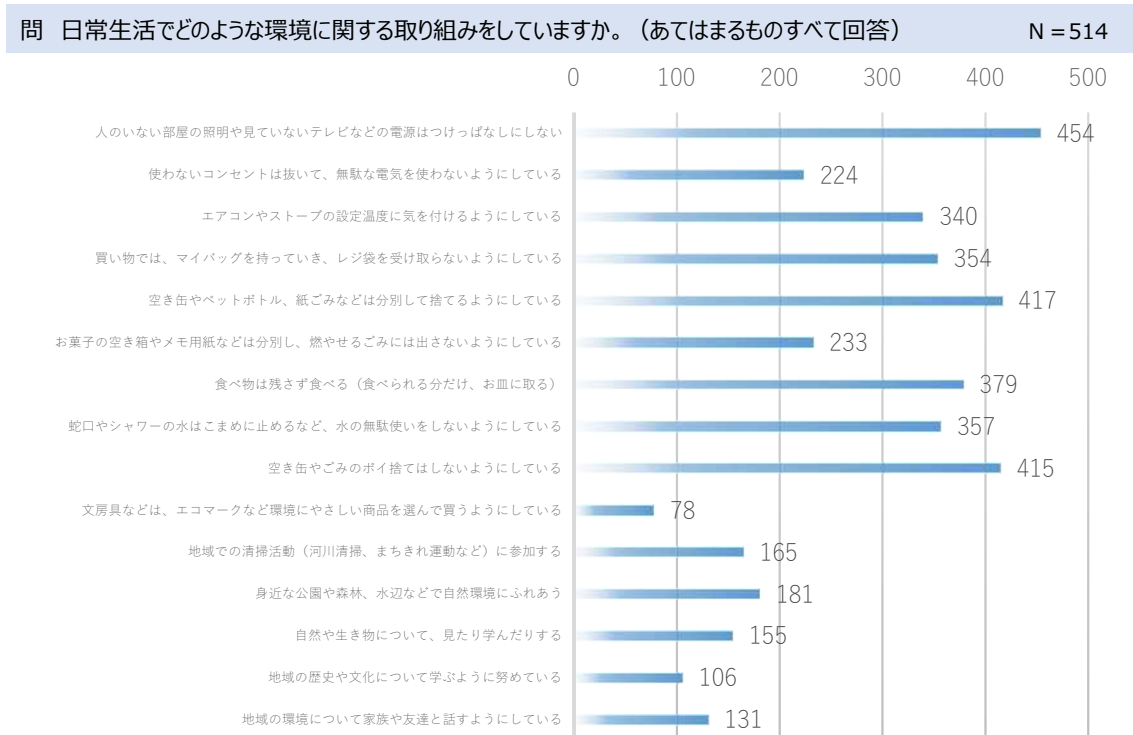
○小学生・中学生アンケート調査の概要

実施期間	2024（令和6）年1月15日～1月29日
実施方法	GIGA スクール端末を使用した Web アンケート
対象者	市内小学5年生 697人、中学2年生 777人
回答数	小学5年生 624件（回答率 89.5%） 中学2年生 514件（回答率 66.2%）

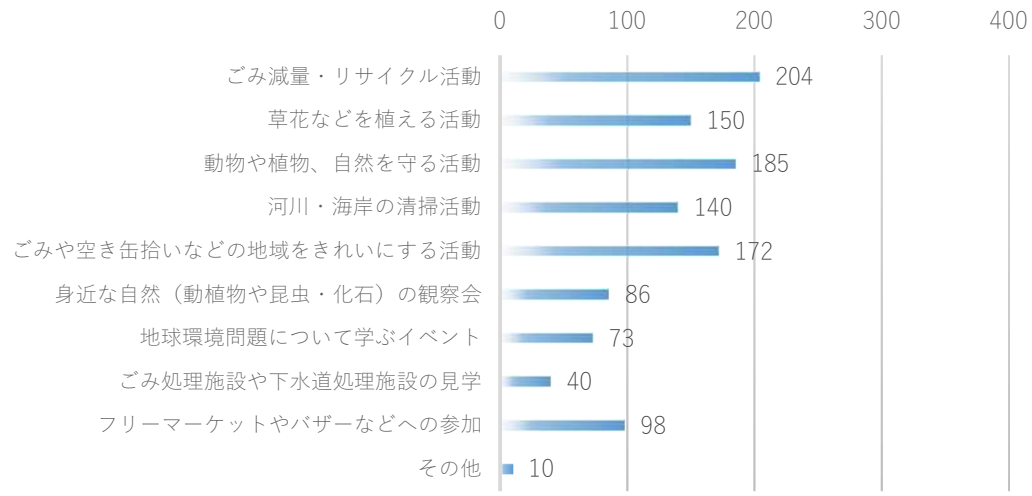
○小学生・中学生アンケートの結果

アンケートの結果（中学生分より）、日常生活で取り組んでいる環境行動としては、「人のいない部屋の照明や見ていないテレビなどの電源はつけっぱなしにしない」が最も多く、「空き缶やペットボトル、紙ごみなどは分別して捨てるようにしている」や「空き缶やごみのポイ捨てはしないようにしている」が多くなっています。関心のある環境活動については、「ごみ減量、リサイクル活動」への関心が最も高く、「動物や植物、自然を守る活動」や「ごみや空き缶拾いなど地域をきれいにする活動」への関心も高くなっています。

これらの結果から、身近で分かりやすい“節電”や“ごみ”を糸口として、普段の学校活動等を通して知った環境問題に対する知識や関心の高まりを活かして、実際の行動に移す機会を作ることが重要です。そのため、環境教育の実施や環境イベント等を周知し、主体的・積極的な参加を促します。



問 今後どのような環境に関する活動に参加したいですか。(あてはまるものすべて回答) N = 514



(4) 事業者における取組の調査

酒田市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】の策定にあたり、事業所の環境エネルギー対策に関わる事項の把握を行い、同計画の施策に反映させるため市内事業所を対象にアンケートを実施しました。当該アンケート調査は、本計画の策定に関わる事業者アンケート調査としても位置付けます。

(実施概要や結果の詳細は「地球温暖化対策実行計画策定支援業務報告書（東北芸術工科大学 2024（令和6）年1月5日）を参照）

○事業所の環境エネルギー対策に関するアンケート調査の概要

実施期間	2023（令和5）年11月
実施方法	調査票を郵送
対象者	市内に拠点を有する事業所 255 社
回答数	109 件（回答率 42.7%）
主な項目	①省エネ対策の導入・検討状況 ②ごみの減量化やリサイクルへの取組状況 ③環境教育の実施状況

○事業所の環境エネルギー対策に関するアンケートの結果

アンケートの結果、省エネルギーに関する目標については、約5割の事業所で定めていましたが、再生可能エネルギーや二酸化炭素の削減に関する目標に関しては、1割に満たない結果でした。再生可能エネルギー由来の電気の導入については、「使いたい」との回答が全体の9割を占め、関心の高さを示す一方で、「今より電気代が安いなら使いたい」が約6割を占めており、企業経営と環境対策の両立の難しさを示すものとなっています。再生可能エネルギーの導入や二酸化炭素削減の取組について、国・県の支援制度や導入メリットなどについて積極的に周知していくことが重要です。

一方、事業所における廃棄物の減量計画の策定状況は、1割程度にとどまり、事業所内でのごみの減量化やリサイクルについても、7割の事業所で取り組んでいないといった結果でした。事業系一般廃棄物は、一般廃棄物の約3割を占めており¹、更なるごみの減量化を進める上で、事業活動に関わる廃棄物のリサイクルと適正な処理は不可欠です。現在の事業活動を維持しつつ、環境対策に取り組めるような施策を検討します。

問 貴事業所には省エネやCO2削減の目標はあるか。(それぞれ回答)

N=109

	設定済数	設定率(%)
省エネの目標	59	54
再生可能エネルギーの目標	9	8
CO2削減の目標	9	8

問 市内の風力発電などの再生可能エネルギーでつくられた電気を使えるとしたら、使いたいか。

N=105

	回答数	回答割合(%)
今の電気代より少し高くても使いたい	2	2
今の電気代と変わらないなら使いたい	32	30
今の電気代より安いなら使いたい	62	59
今の電気代より安くても使いたくない	9	9

問 貴事業所では廃棄物の減量計画を策定しているか。

N=107

	回答数	回答割合(%)
策定している	13	12
策定していない	94	88

問 貴事業所では、ごみの減量化やリサイクルにどのような取組を行っているか。(複数回答)

N=107

	回答数	回答割合(%)
減量目標を定めて、ごみの減量に取り組んでいる	13	12
ごみの減量化やリサイクルを推進する部署や担当者を設置している	20	18
ごみの減量化やリサイクルのマニュアルを作成している	8	7
特に取り組んでいない	75	69

¹ 当市で取りまとめた一般廃棄物の排出別ごみ処理量(2023(令和5)年度:家庭系ごみ処理量21,749t、事業系一般廃棄物処理量11,443t)による。

(5) 市民ワークショップ「さかた環境ワークショップ」の開催

参加者が、環境保全や本計画策定という共通目標の達成に向け、課題や情報を共有し、互いの立場や多様な意見を尊重・理解し合いながら交流することにより、解決策や提案をまとめていくことを目的として、市民ワークショップを開催しました。

○市民ワークショップの概要

実施期間	【第1回】2024（令和6）年6月8日 【第2回】2024（令和6）年7月6日
募集方法	・市内在住・在職・在学の方を対象に市広報（2024（令和6）年5月1日号） ・無作為抽出した市民500人へワークショップへの参加案内を直接郵送
参加者数	43人（延べ人数）
主なテーマ	【第1回】 ①「環境面から見た地域社会（酒田市）のありたい姿」を考えよう ②私が思う「環境面から見た地域社会（酒田市）のありたい姿」 【第2回】 ①「環境面から見た現状とありたい姿を埋める取組」を考えよう ②環境面で地域社会（酒田市）のために私ができること

○主な提案内容

テーマ	提案内容
CO ₂ の発生が少ないまち	公共交通機関の利用促進（るんるんバスの利用に特典付与）
	エネルギー教育の実施（メリット・デメリットを知る機会を設ける）
	高気密・高断熱化の補助金の拡充
安全で美しいまち	大学生と一緒に空き家の活用
	一人でゴミ出しができない高齢者などをフォローする体制
動物の適正な管理	猫の不妊・去勢手術の充実と確実にできる方法
リサイクルで資源を循環	リサイクルの見える化の発信（どのように行われているかの周知）
環境負荷の少ない食料	地産地消
再生可能エネルギー地産地消	再エネの地元での活用
ゴミの最小化を図る	生ごみを増やさないレシピの普及
	量り売り・マイトレイの普及
	ごみ情報の発信（ごみを減らす方法を市民間で共有）
きれいな海、川、水、里山	海岸ごみの処理への補助
	川ごみ問題の全県的な提起
環境教育の充実	SDGsについて大人が学べる機会の創出
	自然とふれあう機会を増やす・体験教育への特典を設ける

第3章 計画の基本理念

1 目指す環境像

目指す環境像とは、酒田市がこれからどのような環境を目指して環境施策を推進していくかを示す長期的な目標です。目指す環境像を実現するためには、各主体による積極的な取組が必要であり、その取組が環境変化として現れるまでには長い年月を要します。

酒田市の環境基本計画では、第1次環境基本計画（2006（平成18）年3月策定）より、「未来につなげよう 酒田の自然・まちなみ・こころ」を目指す環境像とし、その実現に向け一貫して環境施策に取り組んできました。本計画においても、一層の推進を図るため、この環境像を継承します。

副題については、環境をとりまく社会経済情勢の変化や国・県の環境政策の動向、「SDGs」、「地域循環共生圏」、「カーボンニュートラル」、「自然再興（ネイチャーポジティブ）」等を踏まえた計画を策定し、施策を進めることで、豊かで多様な自然環境と住みよい生活環境が作り出され、結果として「ウェルビーイング／高い生活の質」を実現するといった趣旨から、「～豊かな自然と住みよい環境が作りだすウェルビーイングのまち 酒田～」を設けています。

目指す環境像

『未来につなげよう 酒田の自然・まちなみ・こころ』

～豊かな自然と住みよい環境が作りだすウェルビーイングのまち 酒田～



2 基本目標

目指す環境像の実現に向けて、効果的に環境施策に取り組んでいくため、5つの施策分野ごとに基本目標を設定します。

基本目標 【脱炭素社会】 地球環境に配慮した暮らしを実践するまち

【目指す姿】 2050（令和 32）年での二酸化炭素実質排出量ゼロを見据え、地域一体となって温室効果ガス排出量の大幅削減に取り組むとともに、気候変動の影響を低減する適応策も進めていくことで、地球環境に配慮した暮らしが実現するまちづくりを推進します。

基本目標 【循環型社会】 限りある資源を有効利用するまち

【目指す姿】 大量生産・大量消費・大量廃棄社会は、便利で快適な暮らしをもたらした一方で、資源の枯渇や廃棄物の増加など様々な問題を引き起こしています。限りある資源を無駄なく使い、環境への負荷を減らし、持続可能な社会を築くため地域一体となって資源循環型のまちづくりを推進します。

基本目標 【自然共生社会】 豊かな自然環境と人が共生するまち

【目指す姿】 多くの恵みをもたらす自然環境は、多様な動植物種が生息するためには必要不可欠なものです。さらに、今日の酒田市の豊かな自然環境は、先人たちから継承されてきたかけがえのない財産でもあります。地域一体となって守り育ていくことで、自然と人が共生できるまちづくりを推進します。

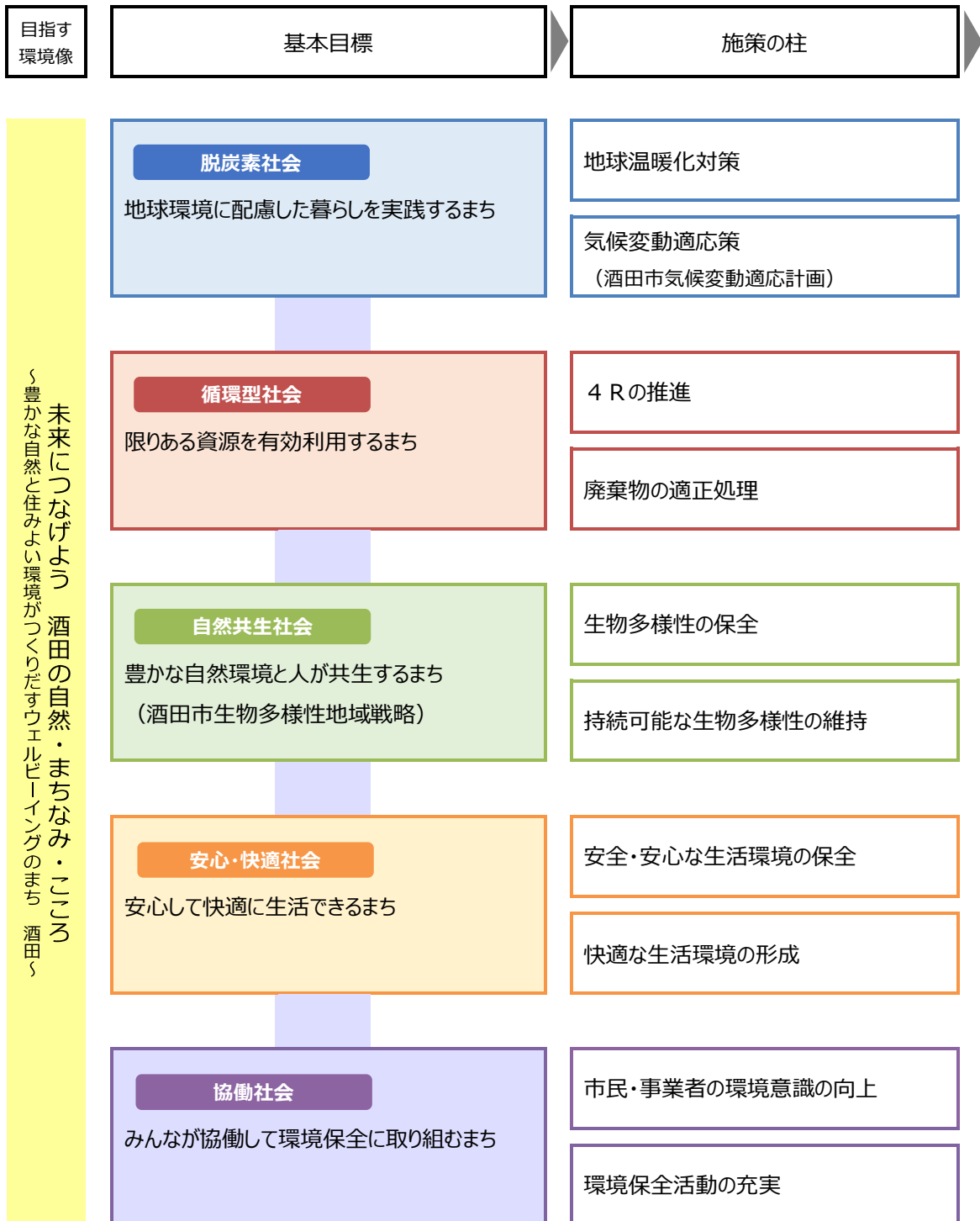
基本目標 【安心・快適社会】 安心して快適に生活できるまち






【目指す姿】 健康的に暮らす上で不可欠な生活環境を健全に保ち、公害などの発生を防止し、安全に安心して快適に暮らせるまちづくりを推進します。

基本目標 【協働社会】 みんなが協働して環境保全に取り組むまち

【目指す姿】 多様な主体との連携・協働、環境保全活動の推進役となる人材の育成を通して、環境の保全や創造に取り組んでいくまちづくりを推進します。

3 施策の体系



施策	関連する主な SDGs のゴール
<p>省エネルギー化の推進 再生可能エネルギーの利用推進 脱炭素型まちづくりの推進</p> <p>気候変動影響への適応</p>	<p>7 再生可能エネルギーを 拡大させ、気候変動に 適応させる</p> <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 
<p>ごみの発生抑制・再資源化の推進 循環経済への転換に向けた普及啓発</p> <p>ごみの分別・収集・処理の適正化 不法投棄の防止</p>	<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> <p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>14 海の豊かさを 守ろう</p> 
<p>動植物の生息・生育環境の保全 生物多様性への理解の促進</p> <p>良好な自然環境の維持 自然と触れ合う機会の創出</p>	<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> <p>14 海の豊かさを 守ろう</p> <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p> 
<p>公害防止対策の推進と監視・測定の実施</p> <p>身近な環境の美化・利便性の向上</p>	<p>3 すべての人に 健康と福祉を</p> <p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p> <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 
<p>環境教育・環境学習の推進 環境情報の発信と共有</p> <p>協働による環境保全活動の推進</p>	<p>4 質の高い教育を みんなに</p> <p>17 パートナシップで 目標を達成しよう</p> 

第4章 施策の展開

基本目標	【脱炭素社会】地球環境に配慮した暮らしを実践するまち
------	----------------------------

施策の柱	施策
1 地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー化の推進 ・再生可能エネルギーの利用推進 ・脱炭素型まちづくりの推進
2 気候変動適応策	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動影響への適応

国は、2021（令和3）年10月策定した地球温暖化対策計画において、2030（令和12）年度に温室効果ガス排出量を基準年度（2013（平成25）年度）比で46%、更に50%削減を目指すという削減目標を表明しました。2025（令和7）年2月の改定では、2035（令和17）年度に60%、2040（令和22）年度に75%の削減を目指す新たな目標を設定しました。

酒田市においても、国・県の計画や目標と整合を図り、省エネルギーの普及や再生可能エネルギーの活用、環境負荷の少ないまちづくりの推進等に取り組むことにより、日常生活や産業活動に起因する温室効果ガス排出量の削減といった緩和策を着実に推進します。

一方、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響も現れており、今後拡大するおそれがあります。緩和策に取り組むことはもちろんのこと、将来予測される気候変動による被害の回避・軽減を図る適応策に取り組むことも必要となっています。本計画において、酒田市の自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策についても取り組みます。

評価指標		
指標項目	現状値	目標値
酒田市内で排出される温室効果ガス排出量 (2030（令和12）年度 417千t-CO ₂)	648 千 t-CO ₂ (2022（令和4）年度)	504 千 t-CO ₂ (2027（令和9）年度)
酒田市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量	18,871.2 t-CO ₂	17,945.3 t-CO ₂
再生可能エネルギー発電の導入量 (2030（令和12）年度 703GWh/年)	610 GWh/年 (2023（令和5）年度)	652 GWh/年 (2028（令和10）年度)
再生可能エネルギー由来の電力を購入している公共施設数	30 施設 (2025（令和7）年度)	36 施設

※原則として、「現状値」は2024（令和6）年度、「目標値」は2030（令和12）年度の実績値を指す。

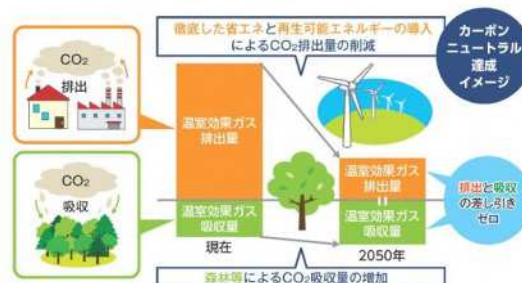
❖関連する主な SDGs のゴール		
ゴール	ゴール	達成のために重要なこと
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	エネルギーを みんなに そしてクリーンに	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーを図り、エネルギー効率を高めること ・再生可能エネルギーの利用を推進すること
11 住み続けられる まちづくりを	住み続けられる まちづくりを	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らし続けられる持続可能なまちづくりを促進すること ・災害による人的・物的被害を低減すること
13 気候変動に 具体的な対策を	気候変動に 具体的な対策を	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動やその影響による自然災害などに対する緩和策や適応策の取組を推進すること

❖関係する主な個別計画	
○酒田市地球温暖化対策実行計画 事務事業編、区域施策編	○酒田市地域公共交通計画 ○酒田市地域防災計画

🌿カーボンニュートラル

2020（令和2）年10月、国は2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味します。



出典：カーボンニュートラルやまがた県民運動

地域産材の活用が生み出すカーボンニュートラル

木材の利用は、二酸化炭素排出の視点から見ると、①炭素貯蔵効果（製品としての木材を住宅や家具に利用することは、木材中の炭素を長期間にわたって貯蔵することにつながる）、②省エネ効果（木材は、鉄などの資材に比べて、製造や加工に要するエネルギーが少なく製造・加工時の二酸化炭素の排出量が抑制される）、③化石燃料代替効果（木材のエネルギー利用は、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有しており、化石燃料の使用を抑制することができる）といった3つの効果があるといわれています。

地域産材を使用した木質バイオマスの活用や住宅建築は、地域のカーボンニュートラルに貢献することとなります。

施策の柱：地球温暖化対策

(1) 現状と課題

■省エネルギーについて

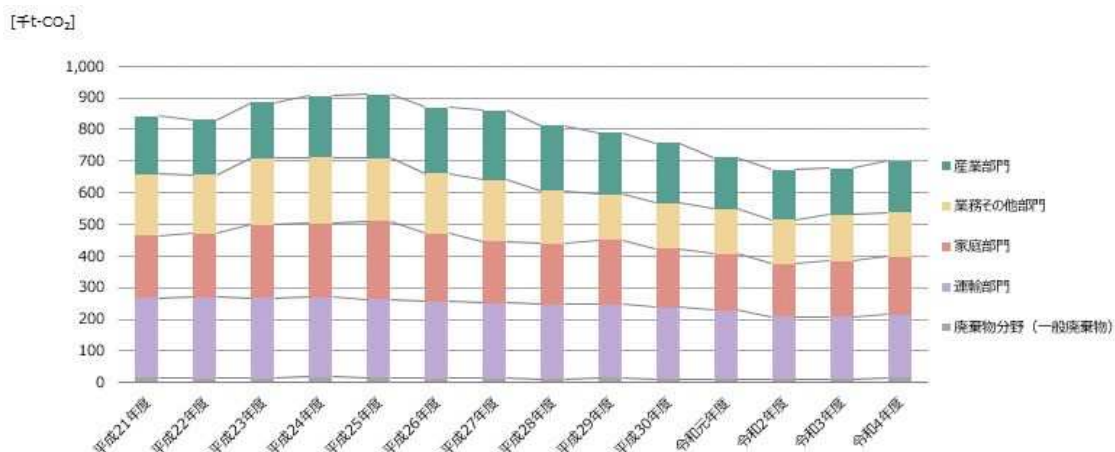
○酒田市における2022（令和4）年度の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は約701千t-CO₂と、基準年度比で約23%減少しています。なお、全国における排出量の減少率は約23%となっています。

○酒田市の事務事業における2024（令和6）年度の温室効果ガス排出量は18,871.2 t-CO₂と、基準年度比で32.9%の減少となっています。目標年度（2030（令和12）年度）の数値から算定する毎年度の理論値を下回っている状況です。

○温室効果ガス排出量は、長期的には減少傾向にありますが、国の地球温暖化対策計画では家庭部門におけるエネルギー削減率を2030（令和12）年度比で66%と最も高い削減目標を掲げています。

○国の計画では、「住宅の省エネルギー性能の向上等を図るとともに、国民が地球温暖化問題を自らの問題として捉え、ライフスタイルを不断に見直し、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー対策、エネルギー管理の徹底に努めることを促す」と明記し、「家庭で使用される機器の効率向上・普及やその運用の最適化を図ることにより家庭部門のエネルギー消費量の削減が図られる」として、削減目標の達成を目指しています。

■酒田市内の温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の推移



出典：地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト 自治体排出量カルテ（環境省）

○一般的に、家庭や事業所で取り組める省エネルギー行動としては、節電や省エネ性能の高い家電製品の買い替え、住宅・施設におけるエネルギー効率の良い空調設備、給湯機器の導入・更新が挙げられます。

○酒田市総合計画【後期計画】の進捗に関するアンケート調査（2025（令和7）年4月実施）によると、「省エネや節電に常に取り組む世帯割合」は、86.3%となっており、省エネルギーや節電に対する意識の広がりを見て取れる結果でした。

○一方、本計画の策定に伴い実施した市民アンケート調査（2023（令和5）年11月実施）

(以下「市民アンケート調査」という。)では、住宅における窓の断熱化、住宅の高気密化・高断熱化を導入している割合は 30%台、事業所の環境エネルギー対策に関するアンケート調査(以下「事業所アンケート調査」という。)では、施設における LED 照明を導入している割合は 40%台、高効率空調を導入している割合は 10%台となっており、省エネルギー対策に取り組める余地が十分あることを示しています。

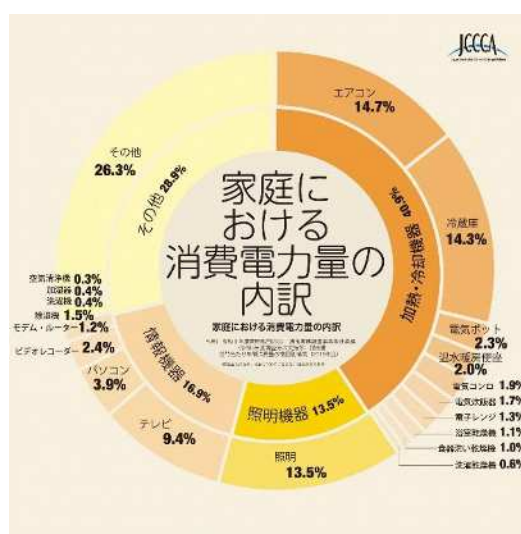
○日常生活での省エネや節電の取組は継続しつつ、住宅の ZEH²化などエネルギー消費量の削減効果が大きい対策の普及啓発や誘導策について検討することが、家庭部門における一層の省エネルギーを推進する上で重要と考えられます。

🌿 節電の 3 つの方法

家庭における家電製品の 1 日の電力消費量は、エアコンや冷蔵庫といった加熱・冷却機器、照明機器で 5 割以上を占めており、節電の際にはこれらの使い方が大きなポイントになります。

家庭で節電を進めるための「3 つの方法」を組み合わせて、無理なく、効率的に節電に取り組みましょう。

出典：温室効果ガスインベントリオフィス／
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>)



節電を進めるための 3 つの方法



減らす

消費電力を減らすことです。節電と省エネの両方に効果があります。

【例】

- ・電気製品の無駄な使用を控える。
- ・消費電力が小さくなるような使い方をします。
- ・省エネモードがある電気製品は、省エネモードで使用する。
- ・使用していない電気製品のプラグはコンセントから抜く。



ずらす

電気を使う時間帯をずらすことです。エネルギーを使う量は変わらないので、節電にはなりますが、省エネにはなりません。

【例】

- ・電気使用が多い時間帯を避け、夜間や早朝に変更する。
- ・電気製品の同時使用を避ける。



切替える

他の方法に切替えることです。省エネになるかどうかは場合によります。

【例】

- ・電気ではなく、ガスや石油を使う。
- ・省エネ型製品へ買替える。
- ・電気を使わないまたは消費電力の小さい機器に替える。

出典：省エネポータルサイト（資源エネルギー庁）

² ZEH：「net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味。ZEHは、家全体の断熱性や設備の効率化を高めることで、夏は涼しく冬は暖かいという快適な室内環境を保ちながら省エネルギーを目指すもの。「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅」のこと。

■再生可能エネルギーについて

○酒田市には、木質バイオマスや風力、太陽光など様々な再生可能エネルギーが存在します。これらの再生可能エネルギーの地産地消を推進することにより、地域内（区域）の温室効果ガス排出量の削減を図ることができると考えられます。

○酒田市における再生可能エネルギーによる発電電力量は2023（令和5）年度で512,809MWhとなっている一方、導入ポテンシャルは4,273,886MWh（主な内訳：太陽光発電2,316,363MWh、風力発電1,703,064MWh、中小水力発電216,035MWh）と推計され、酒田市内に現在設置されている発電設備の全設備容量を遥かに上回る量となっています。

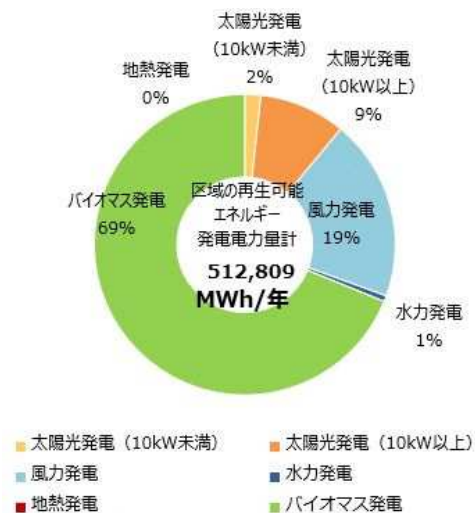
○酒田市では、風況が良い地域特性をいかした風力発電事業に取り組んでおり、環境価値のある再エネ電力を市内の小中学校に供給しています。

○市民アンケート調査によると、再生可能エネルギーに関し、酒田市が取り組むべき施策として、「公共施設への再生可能エネルギー発電設備の導入」が20.6%、「市民への還元を目的とした再生可能エネルギー発電設備の設置」が18.7%となっている一方で、家庭への太陽光発電システムの導入状況については、「導入していないが興味はある」との回答が43.4%と、再生可能エネルギーへの関心の高さを示しています。

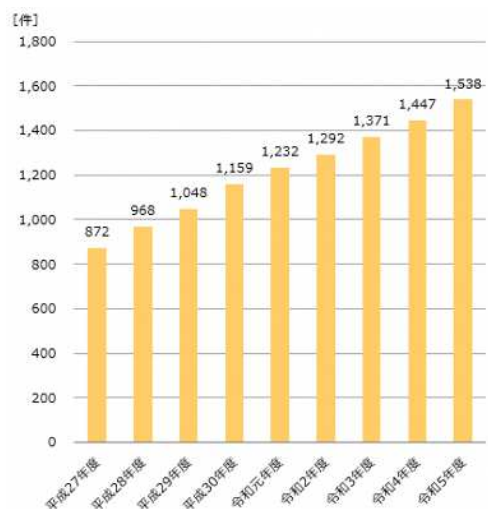
○事業所アンケート調査においても、ここ数年における太陽光発電の設置・検討状況について、「設置済み」が14%、「設置を検討したことがある」が16%と、再生可能エネルギーへの関心の高さを示しています。

○再生可能エネルギーの更なる利用推進には、正確かつ適切な情報提供や家庭・事業所におけるPPA³モデルの活用など再生可能エネルギー設備を導入しやすい環境の整備、国・県と連携した制度の普及に取り組む必要があります。

■酒田市における再生可能エネルギーによる発電電力量（令和5年度）



■酒田市における太陽光発電（10kW未満）設備の導入件数の推移（累積）



出典：地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト 自治体排出量カルテ（環境省）

³ PPA（Power Purchase Agreement）：電力販売契約という意味で第三者モデルともよばれる。企業・地方公共団体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・地方公共団体が施設で使うことで、電気料金とCO₂排出の削減ができる。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となるので、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できる。

■脱炭素型まちづくりについて

○山形県の自家用乗用車の世帯当たり普及台数は、2024（令和6）年3月末現在で、1,624台と、全国で3番目に高く⁴、脱炭素型まちづくりを推進する上で、移動手段の脱炭素化の重要性を改めて示すものとなっています。

○市民アンケートでは、日常生活での環境に配慮した取組のうち「公共交通機関の利用」と回答した割合は2%未満と非常に低い結果となった一方で、環境に配慮したエネルギー設備への関心度については、「ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車」が70%台、「電気自動車」は60%台と関心の高さが見て取れる結果でした。

○温室効果ガスの排出が少ないまちづくりには、次世代自動車の普及、充電スタンドといったインフラ整備の推進と同時に、公共交通の利用促進、歩行環境や自転車利用の利便性向上など“自動車から公共交通機関へ”といった自動車分担率の低減を推進することも必要です。

○効率の良いエネルギー利用と温室効果ガスの排出が少ないまちづくりのために、公共交通機関や徒歩、自転車により快適に移動することができる利便性の高いまちづくりに関する施策が求められます。



出典：温室効果ガスインベントリオフィス/
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>)

○一方、脱炭素型まちづくりには、温室効果ガス排出量の削減と同時に温室効果ガスの吸収源対策も必要です。

○吸収源対策としては、植林や間伐などの森林整備活動や都市緑化の推進や保全のほか、公共施設や住宅等への地元産材の利用、林地残材の木質バイオマスの活用などの森林資源の有効活用、民間企業や他地域とのカーボン・オフセット⁵、J-クレジット制度⁶を活用することが挙げられます。

○これらを複合的に取り組むことにより、酒田市の豊かな森林資源の維持のみならず、林業経営基盤の強化、地域経済の活性化といったメリットを享受することも可能となります。

⁴ 一般財団法人自動車検査登録情報協会プレスリリース情報（R6.8.20）による。

⁵ カーボン・オフセット：日常生活や経済活動において避けることができないCO₂などの温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

⁶ J-クレジット制度：省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂などの排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

(2) 各主体の取組

市の取組

- 省エネルギーを推進します。
- 再生可能エネルギーの利用を推進します。
- 脱炭素の推進に関する情報の収集や対策を検討します。

市民に求められる取組

- 日常生活での省エネルギーを意識した行動に努めます。
- 再生可能エネルギー由来の電力の利用を心がけます。
- 脱炭素に関する情報を収集し、その実践に取り組みます。

事業者求められる取組

- 日常業務での省エネルギー行動を実施します。
- 再生可能エネルギー由来の電力の利用に努めます。
- 再生可能エネルギー施設を設置する際は、地域の環境との調和に配慮します。
- 脱炭素に関する情報を収集し、積極的に実践します。

デコ活 : 「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」

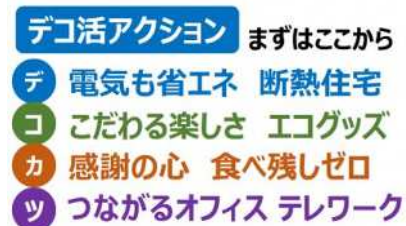
「デコ活」とは、2050（令和 32）年カーボンニュートラル及び 2030（令和 12）年度の温室効果ガス削減目標を実現するため、2022（令和 4）年 10 月に発足した国民の行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動です。

脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿を紹介するとともに、国・地方公共団体・企業・団体が連携し、国民のみなさまの新しい暮らしを後押しすることを目的としています。

デコ活という言葉は、二酸化炭素を減らす脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせて作られました。

デコ活アクションからはじめよう！！

私たちが最初に取り組むべき行動（アクション）を「まずはここから」と題して「デ」「コ」「カ」「ツ」にちなんだ 4 つの取組を挙げています。「まずはここから」には、省エネ行動の実施や、エコグッズの利用、食品の食べきりなど日常生活に取り入れやすい行動が示されています。「まずはここから」はじめてみましょう。



出典：デコ活サイト（環境省）

気候変動への適応とは

2018（平成 30）年に気候変動適応法が施行され、気候変動に対する取組として、現在及び将来予測される影響に対処する適応策の法的位置付けを明確化し、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。適応策は、地域、事業者の事業活動、住民の生活にその効果が及ぶため、地方公共団体には、その地域の住民、経済活動を守るために気候変動適応に関する施策を計画的に推進することが求められました。気候変動適応法第 12 条では、全ての都道府県及び市町村に対し、地域気候変動適応計画（以下「地域適応計画」という。）の策定を努力義務としています。

2021（令和 3）年に国が策定した気候変動適応計画では、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の基本的役割や、あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込むことなど 7 つの基本戦略を示すとともに、7 つの分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。また、気候変動影響評価報告書で示された最新の科学的知見を踏まえ、「重大性」「緊急性」「確信度」に応じた「適応策の基本的考え方」が追加されています。

■気候変動対策の 2 つのアプローチ



出典：平成 30 年度版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

適応策の基本的事項

（1）位置付け

第 3 次環境基本計画「基本目標【脱炭素社会】地球環境に配慮した暮らしを实践するまち」の施策の柱「気候変動適応策」を気候変動適応法に基づく地域適応計画として位置付けます。

（2）対象となる地域

酒田市全域

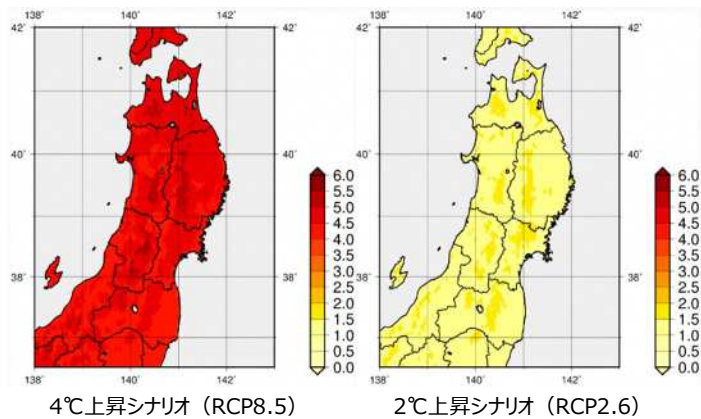
（3）対象期間

2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度までの 5 年間とします。

【年平均気温】

○東北地方の年平均気温は、20世紀末に比べて、21世紀末には、今後、厳しい温暖化対策をとらなかった場合の4℃上昇シナリオ（以下「RCP 7.5 シナリオ」という。）で約4.6℃、パリ協定の「2℃目標」が達成された状況下の2℃上昇シナリオ（以下「RCP2.6 シナリオ」という。）で約1.4℃上昇すると予測されています。季節ごとにみると、冬の気温上昇が最も大きくなると予測されています。

■東北地方の年平均気温の予測分布



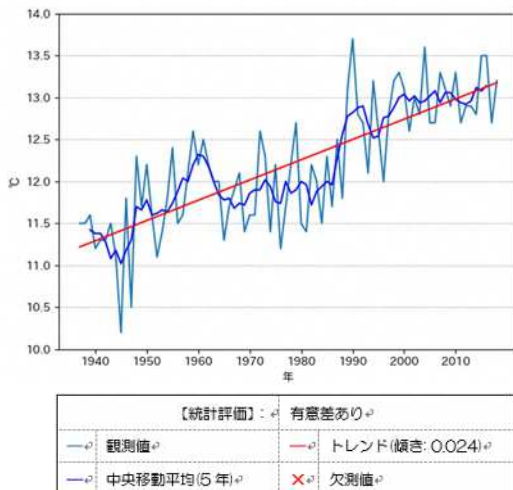
出典：東北地方のこれからの気候の変化（将来予測）（気象庁）

○酒田市の年平均、最高、最低気温は短期的な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には年平均気温において、100年あたり約2.4℃の割合で上昇しています*。

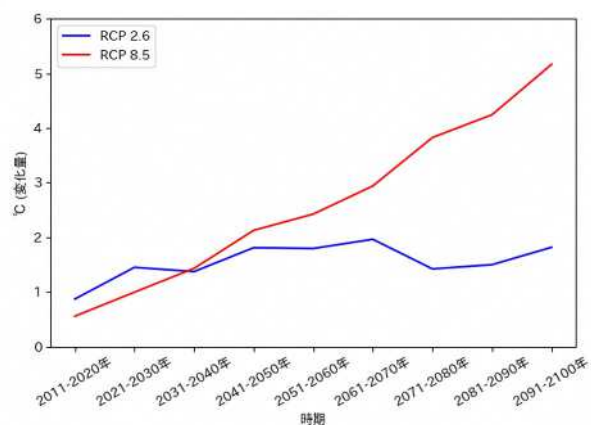
○今後、RCP8.5シナリオで推移した場合、21世紀末（2081年～2100年）には現在（1981年～2000年）よりも年平均気温が約5.2℃高くなると予測されています。一方で、RCP2.6シナリオでは、21世紀末には現在よりも年平均気温が約1.8℃高くなると予測されています。

*以降、酒田市のデータは、過去83年分の観測結果に基づき算出しています。

■酒田市の年平均気温の推移



■酒田市の日平均気温の推移予測



出典：気象庁「過去の気象データ」の解析結果、A-PLAT WebGIS データをもとに作成（国立環境研究所）

⁷ RCP : Representative Concentration Pathways（代表的濃度経路）の略称。RCPシナリオは、将来の温室効果ガスが安定化する濃度レベルと、そこに至るまでの経路のうち代表的なものを選び作成されたもの。気候変動予測で用いられる、今後地球が様々な温室効果ガスの濃度となるシナリオのこと。RCPに続く数値が大きいほど、地球温暖化を引き起こす効果が大きいことを意味する。

【真夏日・猛暑日】

○東北地方の真夏日（日最高気温が30℃以上）の年間日数は、20世紀末に比べて、21世紀末にはRCP8.5シナリオで約42日、RCP2.6シナリオで約9日増加すると予測されています。

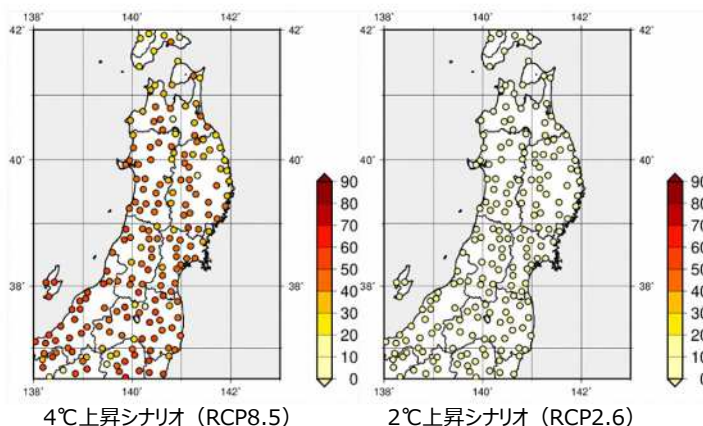
○一方、猛暑日（日最高気温が35℃以上）の年間日数は、20世紀末に比べて、21世紀末にはRCP8.5シナリオで約11日、RCP2.6シナリオで約1日増加すると予測されています。

○酒田市の真夏日の年間日数については、100年あたり約15.5日の割合で上昇しています。猛暑日の年間日数については、100年あたり約3.1日の割合で上昇しています。

○今後、RCP8.5シナリオで推移した場合、基準年（1981～2000年の平均）と比べ猛暑日が100年間で年間約15日増加、真夏日が約50日増加すると予測されています。一方、RCP2.6シナリオでは、猛暑日が100年間で年間約1日増加、真夏日が約14日増加すると予測されています。

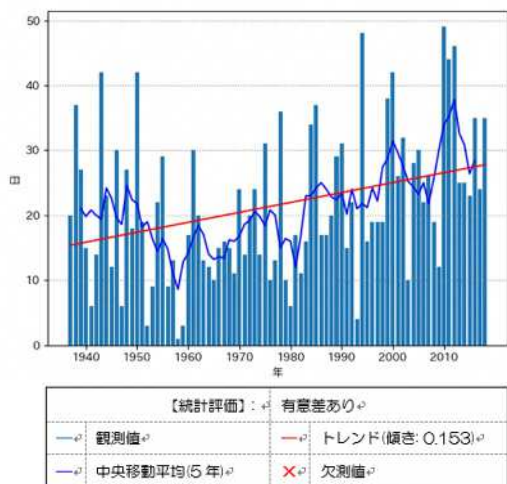
○令和6年7月の記録的な高温及び令和6年7月下旬の北日本日本海側の大雨について、地球温暖化がなかったと仮定した場合を比較した研究⁸において、近年の地球温暖化が影響しているといった結果が報告されています。

■東北地方の年間真夏日日数の予測分布

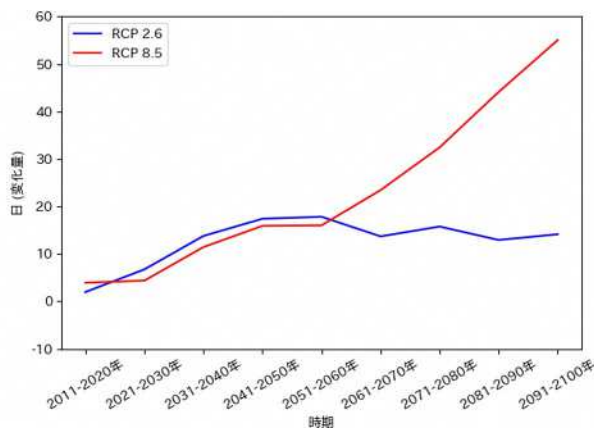


出典：東北地方のこれからの気候の変化（将来予測）（気象庁）

■酒田市の真夏日日数の推移



■酒田市の真夏日の推移予測



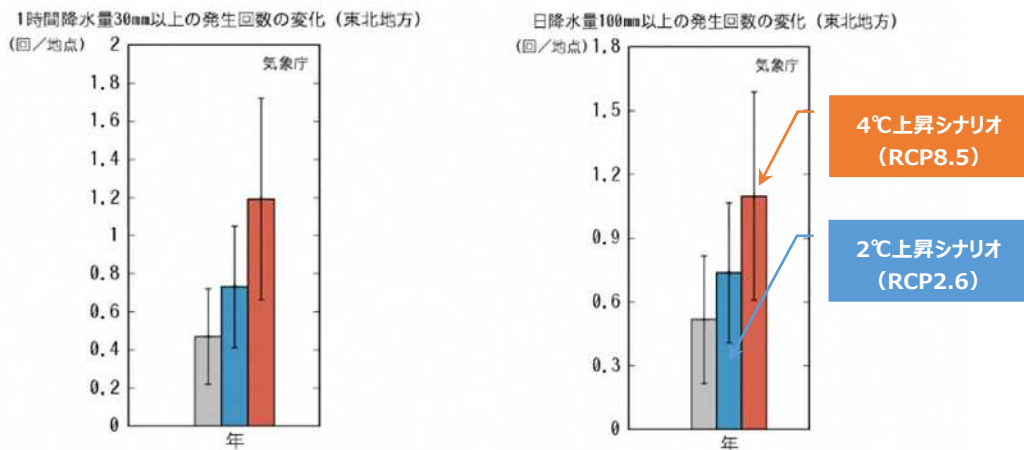
出典：気象庁「過去の気象データ」の解析結果、A-PLAT WebGIS データをもとに作成（国立環境研究所）

⁸ 「令和6年度夏の記録的な高温や大雨に地球温暖化が寄与ーイベント・アトリビューションによる速報ー」（令和6年9月2日文科科学省報道発表）。高温については、人為起源の地球温暖化による気温の底上げがなければほぼ起こり得なかったこと、大雨については、県周辺の48時間積算雨量が20%以上増加していたことを研究結果として報告されている。

【年間降水量】

○東北地方の 21 世紀末における年間降水量は、RCP8.5 シナリオ、RCP2.6 シナリオともに 20 世紀末に比べて有意な変化は予測されていませんが、1 時間に 30mm 以上の短時間強雨が降る年間回数は、20 世紀末に比べて、21 世紀末には RCP8.5 シナリオで約 2.5 倍、RCP2.6 シナリオで約 1.6 倍増加すると予測されています。

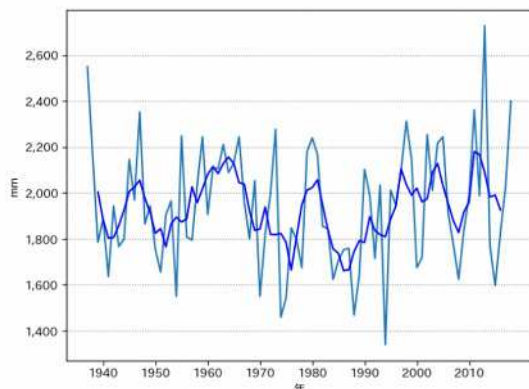
○さらに 1 日に 100mm 以上の大雨が降る日の年間日数は、20 世紀末に比べて、21 世紀末には RCP8.5 シナリオで約 2.1 倍、RCP2.6 シナリオで約 1.4 倍増加すると予測されています。



出典：東北地方のこれからの気候の変化（将来予測）（気象庁）

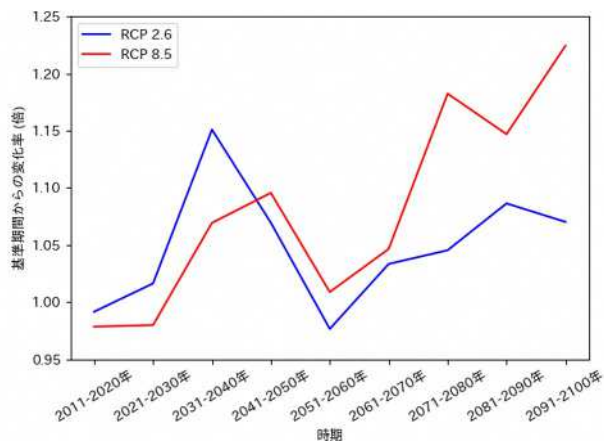
○酒田市の年間降水量については、今後、RCP8.5 シナリオで推移した場合、21 世紀末には現在よりも降水量が年間約 22%増加、無降水日数が約 7 日増加すると予測されています。一方、RCP2.6 シナリオでは、降水量は約 7%増加、無降水日数は約 2 日増加すると予測されています。

■ 酒田市の年間降水量の推移



【統計評価】：+ 有意差なし	
— 観測値	— トレンド(傾き: -)
— 中央移動平均(5年)	× 欠測値

■ 酒田市の降水量の推移予測



出典：気象庁「過去の気象データ」の解析結果、A-PLAT WebGIS データをもとに作成（国立環境研究所）

【熱中症のリスク】

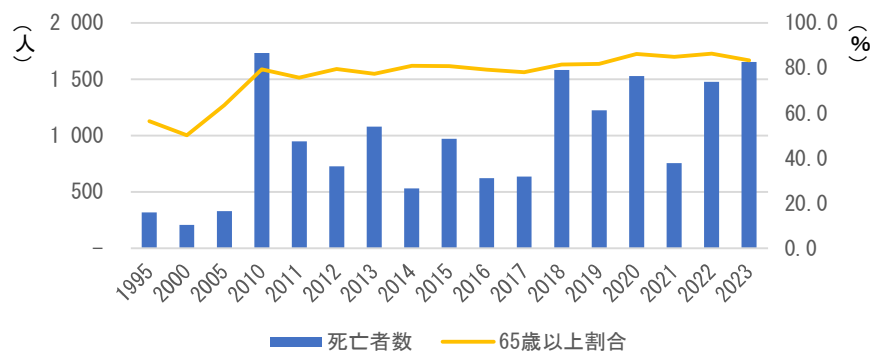
○国内の年平均気温は、100年あたり約1.28℃の割合で上昇しており、2019（令和元）年～2022（令和4）年の年平均気温は観測を開始してから最も高くなっています。極端な高温が発生する頻度が増加し、熱中症のリスクが高まっています。

○また、気候変動による気温の上昇に伴う猛暑日の増加は、熱ストレスの生理学的影響により、熱中症を増加させる可能性があります。

○実際に、気温の上昇による超過死亡（直接・間接を問わずある疾患により総死亡がどの程度増加したかを示す指標）の増加は既に生じていることが世界的に確認されています。日本においては、熱中症死亡者のうち高齢者（65歳以上）の占める割合は、2010（平成22）年に8割を超えてから、同水準で推移しています。

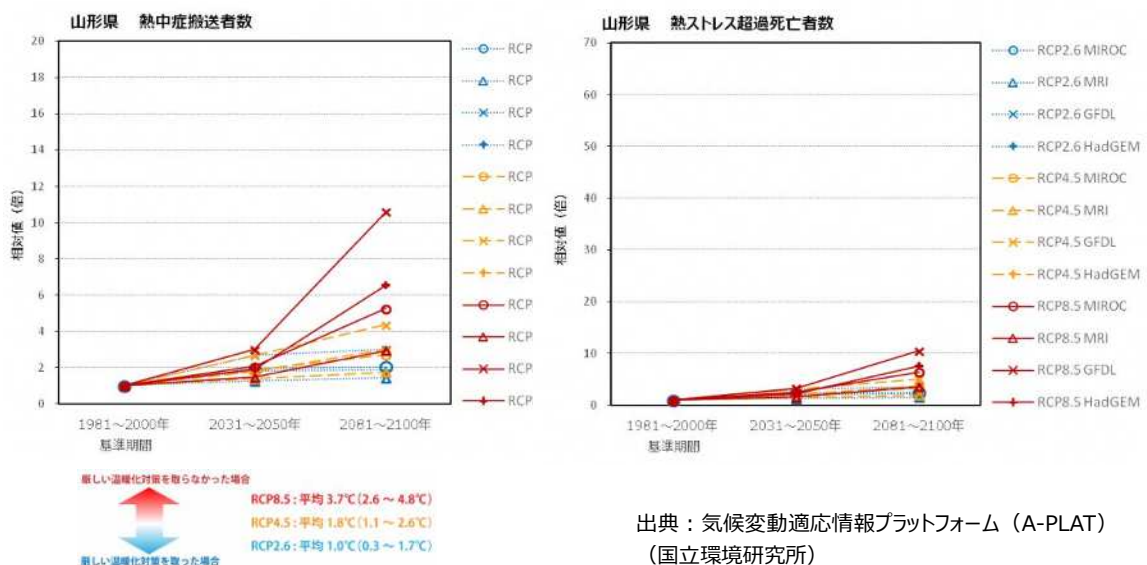
○一方、近年は、熱中症搬送者数の増加が全国各地で報告されており、年間死者数が1,500人を超える年も頻発しています。RCP8.5シナリオを用いた予測では、21世紀半ばには、熱中症搬送者数が2倍以上になることが予測されています。

■日本の熱中症による死亡者数



出典：熱中症死亡者数の年次推移（厚生労働省統計情報部資料より作成）

■山形県における熱中症搬送者数及び熱ストレス超過死亡者数の将来予測



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）
（国立環境研究所）

適応策の検討

気候変動による影響やその規模は、地域の気候条件や地理的条件、社会経済条件等の地域特性によって大きく異なります。また、早急に対応を要する分野や重点的に対応を行う必要のある分野も地域によって異なります。

実際に気候変動の影響は、既に地球規模で様々な分野において顕在化しており、今後も地球温暖化の進行に伴い、長期にわたり拡大していくことが懸念されます。酒田市においても、2024（令和6）年7月からの大雨による災害の発生や暖冬による降雪量の減少、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化による農作物被害の発生、熱中症リスクの増加といった形で現れています。

こうした中で将来の気候変動の影響に備え、その被害を防止・軽減していくためには、科学的知見に基づき、中長期的な視点で計画的に対策を進めることが重要です。市域において、どのような気候変化や気象現象の影響を受けてきたか、また、将来どのようなリスクがあるのかについて、影響の大きさや重要性等について評価（気候変動影響評価）し、それに基づく地域適応計画の策定と適応策の検討・実行が必要です。

酒田市の地域特性を理解した上で、既存及び将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、気候変動下においても持続可能なまちづくりを実現することを目的とし、気候変動適応法第12条に基づく、本市の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、国の気候変動適応計画を勘案し、「地域気候変動適応計画」を策定します。

🌿 気候変動への「適応」

気候変動に対する対策は大きく分けて2つあります。1つは、原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」、もう1つは、既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する「適応」です。

私たちはまず、温暖化の原因に直接働きかける「緩和」を進める必要があります。一方で、最善の緩和の努力を行ったとしても、世界の温室効果ガスの濃度が下がるには時間がかかるため、今後数十年間は、ある程度の温暖化の影響は避けることができないといわれています。「緩和」と同時に差し迫った影響への対処として、「適応」が重要となっています。

個人でできる「適応」、事業者としての「適応」について考え、今から備えを進めておきましょう。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）
（国立環境研究所） 個人でできる適応（健康分野）より

国の気候変動影響評価

気候変動影響評価報告書は、気候変動が日本にどのような影響を与えうるのかについて、科学的知見に基づき、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活の7分野を対象として、既存の文献や気候変動及びその予測結果を活用して、「重大性」、「緊急性」、「確信度」といった3つの観点から評価を行ったものです。

なお、国は気候変動適応計画の見直しに向け、気候変動適応法第10条により、概ね5年ごとに国全体の気候変動影響評価を行っています。

本計画の策定に際しては、国の気候変動影響評価を基に、酒田市において現時点で既に気候変動の影響が生じている、または特に気候変動の影響の大きいと考えられる分野・項目を評価の対象として選定します。

対策を進めるべき分野の整理

酒田市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくに当たって、以下の2つの観点から、酒田市が今後、重点的に取り組む分野・項目を選定します。

①国の「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について（意見具申）」において、「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されたもので、酒田市に存在する分野・項目

国の気候変動による影響評価 ～ 重大性、緊急性、確信度の評価手法

重大性	IPCC 第5次評価報告書における主要なリスクの特定の基準の要素をもとに、①影響の程度（エリア・期間）、②影響が発生する可能性、③影響の不可逆性（元の状態に回復することの困難さ）、④当該影響に対する持続的な脆弱性・暴露の規模のそれぞれの要素をもとに、社会・経済・環境の観点から「重大な影響が認められる」「影響が認められる」と評価される。
緊急性	①影響の発現時期、②適応の着手・重要な意思決定が必要な時期のそれぞれの観点ごとに3段階で評価、緊急性の高い方を採用している。 評価目安として、既に影響が生じている場合は「緊急性は高い」、21世紀中頃までに影響が生じる可能性が高い又は概ね10年内（2030年頃より前）に重大な意思決定が必要である場合は「緊急性は中程度」と評価される。
確信度	①証拠の種類、量、質、整合性、②見解の一致度のそれぞれで3段階に評価している。定量的な分析の研究・報告事例が不足している場合は、見解の一致が高くても「確信度は中程度」以下に評価されることがある。

②酒田市において、気候変動によると考えられる影響が既に生じている、あるいは地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目

■ 酒田市における気候変動影響評価表

酒田市で実施する適応策の分野・項目			国の影響評価			酒田市において予測される影響
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	
農業 林業 水産業	農業	水稲	○	○	○	・コメの一等米比率の低下（品質低下） ・収量の低下（3℃までの気温上昇では収量が増加、それ以上の高温で減収）
		野菜等	◇	○	△	・露地野菜・花きの品質低下 ・収量の低下
		畜産	○	○	△	・肉牛・豚の増体率低下・搾乳量の低下 ・成育や肉質の低下・受胎率の低下
		病害虫・雑草等	○	○	○	・水稲害虫の発生量の増加 ・病害の発生増加
		農業生産基盤	○	○	○	・農業水利施設への取水の影響 ・洪水による農地被害リスク増加
	水産業	回遊性魚介類（魚類等の生態）	○	○	△	・海洋生物の分布域の変化 ・魚体のサイズの変化
		沿岸域・内水面漁場環境等	○	○	△	・漁獲対象種の分布域の北上 ・磯根資源の漁獲量の減少
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林（RCP8.5）	○	○	○	・自然林の分布適域の移動 ・樹木生理過程への影響
		野生鳥獣の影響	○	○	□	・野生鳥獣の生息域の拡大 ・農作物への被害拡大
	その他	分布・個体群の変動（在来生物）	○	○	○	・分布域の変化、ライフサイクルなどの変化 ・侵略的外来生物の侵入、定着率の増加
自然災害	河川	洪水	○	○	○	・降雨量の増加による洪水発生数の増加 ・洪水による被害の増大
		内水	○	○	○	・内水被害をもたらす大雨の増加 ・農地などへの浸水被害
	山地	土石流・地すべり等	○	○	○	・集中的な崩壊など、山地や斜面周辺地域の社会生活への影響 ・深層崩壊などの大規模現象増加による直接、間接的影響の長期化
	その他	強風等	○	○	△	・強風や強い台風の増加 ・中山間地域における風倒木災害の増大
健康	暑熱	死亡リスク等	○	○	○	・熱ストレスの死亡リスク増加 ・熱ストレスによる死亡数の増加
		熱中症等	○	○	○	・熱中症発生率の増加 ・労働効率への影響
国民生活 都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等	○	○	○	・短時間強雨などによる水害発生に伴う被害の発生（断水、停電など）
	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○	・気温上昇に伴う熱中症リスクの増大 ・暑熱環境の悪化

気候変動影響評価の結果一覧（凡例）

【重大性】	○：特に重大な影響が認められる	◇：影響が認められる	-：現状では評価できない
【緊急性】	○：高い	△：中程度	□：低い -：現状では評価できない
【確信度】	○：高い	△：中程度	□：低い -：現状では評価できない

適応策

気候変動の影響により受ける被害を回避・最小化するため、国の気候変動適応センターとして位置付けられている国立環境研究所や山形県地球温暖化防止活動推進センター（NPO 法人環境ネットやまがた）、山形県気候変動適応センター（山形県環境科学研究センター）と連携・情報共有を図りながら、適応策を推進します。

農林水産業

- ・気候変動が農業に与える影響や、高温障害を回避する栽培方法・技術、高温に強い品種などについて情報収集するとともに、関係機関と連携し農業経営を支援します。
- ・暑熱対策による適切な畜舎環境の確保、適切な飼養管理技術に関する情報収集と周知を行います。
- ・病害虫の発生状況や適切な病害虫防除方法などの情報収集と様々な知見による予防措置の周知を強化します。
- ・農業用施設における自然的、社会的要因で生じた機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための対策を引き続き行います。
- ・自然災害時の経済的損失を軽減し、早期の事業再開と経営の安定化を図るため、共済制度や公的保険制度の周知及び紹介を行います。
- ・気候変動に対応した養殖生産・資源造成技術と漁獲技術の研究開発などにより生産性向上や資源の持続的利用・管理技術の確立に関する情報収集と周知を行います。

自然生態系

- ・研究機関が実施するモニタリング調査への協力や結果の収集などを通じて、気候変動による生態系と種の変化の把握に努めます。
- ・大型獣類による鳥獣被害への注意喚起や対策への支援、捕獲を強化します。
- ・気候変動に伴う南方系の外来種の定着による在来種への影響を把握するため、被害に関する情報収集や防除方法の普及啓発に努めます。

自然災害

- ・迅速な避難行動や応急対策につながるよう、被害情報の早期収集・集約と的確な情報提供の強化を図ります。
- ・気候変動による影響を考慮し、科学的知見に基づいてハザードマップ⁹などを定期的に更新することで、住民の適切な避難行動や地域の防災・減災対策の強化を図ります。
- ・出前講座や防災訓練を通じて、ハザードマップなどをを用いた市民への効果的な啓発を行い、市民の防災意識を高めます。
- ・市民が自ら適切な判断ができるよう自主防災組織や地域防災コーディネーターの育成・強化に努めます。
- ・防災関係機関や事業者と連携して被害軽減や応急対策、災害時における生活物資などの調達や供給の円滑化に取り組みます。

⁹ ハザードマップ：自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路といった防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

健康

- ・熱中症特別警戒情報の発表や暑さ指数（WBGT）の提供、熱中症への注意喚起、予防・対処法の普及啓発に努めます。
- ・市内の冷房設備を有する施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）¹⁰として指定し、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）¹¹が発表された際には、市民への開放を行います。
- ・イベントや事業実施において、熱中症対策の周知や注意喚起を行います。
- ・市の屋内公共施設における暑熱対策を推進します。

国民生活・都市生活

- ・公共施設や水道・交通・通信などの重要インフラが、災害時にもその機能を維持できるよう、施設・設備の強靭化を図るとともに、被害が発生した場合に迅速な対応ができるよう関係事業者との連携体制を強化します。
- ・防災拠点施設への太陽光発電システムや蓄電池といった自立分散型エネルギーシステム¹²の導入を進め、非常時に必要なエネルギーを確保に努めます。
- ・クールビズやウォームビズ、適切な室内温度設定など、気候の変化に応じたライフスタイルの実践を呼びかけます。

暑さ指数（WBGT）

暑さ指数（WBGT：Wet-bulb Globe Temperature（湿球黒球温度）の略称）とは、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に与える影響の大きい、「気温」、「湿度」、「輻射熱」の要素をもとに算出された指標です。暑さ指数は、熱中症リスクを判断する数値として、運動時や作業時だけでなく、日常生活での指針としても活用されています。（単位は「℃」ですが、気温とは異なります。）

暑さ指数の構成比率は、気温の効果が1割、湿度の効果が7割、輻射熱の効果が2割であり、温度よりも湿度や輻射熱の方が大きく影響します。湿度が高い場所では汗が蒸発しにくいため、身体から空気へ熱を放出する能力が減少してしまい、熱中症になりやすくなります。



出典：熱中症予防情報サイト（環境省）

¹⁰ 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）：2024（令和6）年4月1日に全面施行された改正気候変動適応法に基づいて、適当な冷房設備を有するといった要件を満たす施設を、誰もが利用できる暑さをしのげる施設として、市町村が指定した施設のこと。指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）は、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表されたときに、あらかじめ公表している開放可能日において開放することとなっている。

¹¹ 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）：危険な暑さが予想される場合に、暑さへの「気付き」を促し熱中症への警戒を呼びかけるもの。熱中症の危険性が極めて高くなると予想される日の前日17時頃又は当日朝5時頃に発表される。2024（令和6）年4月からは、熱中症警戒アラートの一段上の熱中症特別警戒アラートが新たに創設された。

¹² 自立分散型エネルギーシステム：小さな発電設備を分散配置し、系統電力と効率的に組み合わせたもの。

各主体の取組

市の取組

- 適応策を推進します。

市民に求められる取組

- 気候変動が日常生活に与える影響について関心を持ち、適応策を踏まえ、対策に取り組みます。
(自然災害、健康に関わる取組例)
 - ・防災情報やハザードマップを利用し、日ごろから災害に備えます。
 - ・熱中症の危険性を理解し、対策に取り組みます。
 - ・感染症について情報収集を行い、予防に努めます。
 - ・日頃からクールビズやウォームビズに取り組み、適切な室内温度設定に努めます。

事業者求められる取組

- 気候変動が事業活動に与える影響を把握し、適応策を踏まえ、対策に取り組みます。
(自然災害、健康に関わる取組例)
 - ・防災情報やハザードマップを利用し、防災訓練を実施します。
 - ・災害発生時の業務継続計画（BCP）¹³を整備します。
 - ・熱中症や感染症といった健康リスクについて情報を収集し、従業員に啓発します。
 - ・クールシェアやウォームシェアに積極的に協力します。

対策の推進

(1) 推進体制

地域適応計画の推進体制は、第3次環境基本計画「第5章計画の推進 第1節計画の推進体制と役割」に記載した内容とします。

(2) 進行管理

地域適応計画の進捗状況については、第3次環境基本計画「第5章計画の推進 第2節進行管理の方法」に記載した進行管理の方法を取り、PDCAサイクル¹⁴により継続的な改善を図ります。また、環境基本計画と連携し、効果的かつ効率的に推進します。

¹³ 事業継続計画（BCP）：企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段を取り決めておく計画のこと。

¹⁴ PDCAサイクル：計画（企画・立案/Plan）→実践・実行（Do）→点検・評価（Check）→改善・見直し（Action）という手順を繰り返すことによって、継続的にプロセスを改善する管理手法の一つ。この一連の循環を繰り返すことで継続的に成長していくことがPDCAサイクルの目的。PDCAサイクルを回していくことで、改善のノウハウが蓄積されるとともに、環境変化に柔軟に対応できるようになる。

基本目標	【循環型社会】限りある資源を有効利用するまち
-------------	-------------------------------

施策の柱	施策
1 4 Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制・再資源化の推進 ・循環経済への転換に向けた普及啓発
2 廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別・収集・処理の適正化 ・不法投棄の防止

ごみ処理については、できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものは不法投棄や不適正処理を防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することが基本です。

そのため、生産・流通・消費の各段階から廃棄するものを最小限にすることで、環境への負荷の抑制や、温室効果ガス排出量の削減に資する社会経済システムの実現が可能となります。さらに、発生した廃棄物の分別・収集・処理といった一連が着実に運用されることにより、廃棄物の適正処理も達成されます。




廃棄物の減量化及び循環的利用の徹底により、資源の消費、環境への負荷が可能な限り抑制される「循環型社会の形成」に資する施策を推進します。

評価指標		
指標項目	現状値	目標値
1人1日当たり家庭系ごみ¹⁵排出量 (2036(令和18)年度 451g)	571 g	511 g
家庭系・事業系ごみの排出量 (2036(令和18)年度 24,000 t)	32,610 t	28,305 t
資源回収量 (2036(令和18)年度 3,200 t)	3,183 t	3,200 t
リサイクル率 (2036(令和18)年度 18.0%)	15.0 %	16.0 %

¹⁵ 新潟田市ごみ処理基本計画(計画期間:2026(令和8)年度~2036(令和18)年度)から、「家庭系ごみ」の定義については、これまでの家庭系ごみである、ごみステーションから回収されたごみ(紙類資源を除く)に粗大ごみを加え、「生活ごみ」と定義し直し、これから資源として回収されるものを除いたものを位置付ける。

(参考) これまでの「家庭系ごみ」の定義で算定された場合の2024(令和6)年度の「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」は625gとなる。

※1人1日当たり家庭系ごみ排出量:(生活ごみ-資源ごみ-直接搬入ごみのうち資源として利用されたもの)÷人口÷年間日数

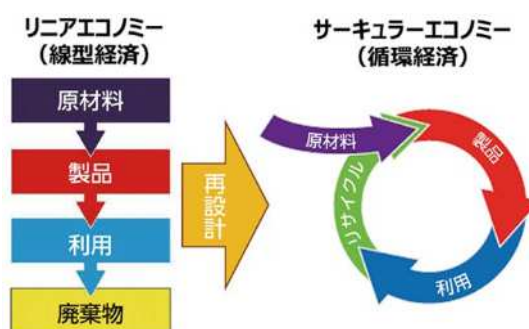
❖関連する主な SDGs のゴール		
ゴール	達成のために重要なこと	
 11 住み続けられるまちづくりを	住み続けられるまちづくりを	・廃棄物の減量、リサイクルなどを推進し、環境への負荷を抑制すること
 12 つくる責任 つかう責任	つくる責任 つかう責任	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を持続的に利用できるように長期的な視野に立った管理、効率的な利用を推進すること ・食品ロスを削減すること ・廃棄物の発生抑制、再使用及び再利用を推進し、廃棄物の発生量を大幅に削減すること ・グリーン購入など持続可能な公共調達を促進すること
 14 海の豊かさを守ろう	海の豊かさを守ろう	・日常生活・事業活動に伴う排水や廃棄物の適正処理を推進し、海洋汚染を防止すること

❖関連する主な個別計画	
○酒田市ごみ処理基本計画	○酒田市災害廃棄物処理計画
○酒田市食品ロス削減推進計画	○酒田市食育・地産地消推進計画

循環経済（サーキュラーエコノミー）

「循環経済（サーキュラーエコノミー（Circular Economy）」とは、資源を廃棄しないことを前提に製品を生産し循環させる経済システムのことです。廃棄物を減らす取組の 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に似た考え方ですが、サーキュラーエコノミーでは「廃棄をゼロにする前提で製品を生産する」という部分がより徹底されています。

従来のリニアエコノミー（大量生産、大量消費、大量廃棄）から脱却し、できる限り廃棄物を出さない社会経済への転換を目指していくことは、限りある天然資源の消費や廃棄物の不必要な焼却などを抑え、温室効果ガスの排出削減や自然への負荷抑制になると同時に、企業の経済成長にもつながることから、環境と経済が両立する持続可能な社会の実現のために重要になります。



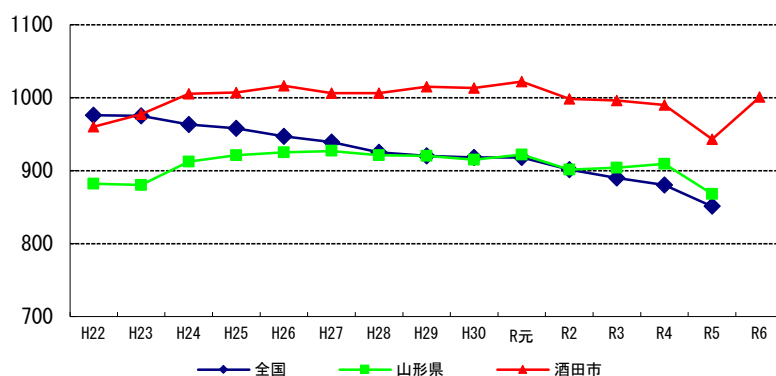
出典：令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

(1) 現状と課題

■ごみの発生抑制について

○酒田市の1人1日当たりのごみ排出量は、2012（平成24）年度以降横ばい状態であったものが、近年は減少傾向¹⁶にあります。ただし、全国・県平均と比較した場合は、依然として高い状況が続いています。

■ 1人1日当たりのごみ排出量の推移（g）



○可燃ごみのうち水分は、全体の39.3%¹⁷を占め、その多くは生ごみによるものと考えられるため、ごみ減量化の効果が大きい、生ごみの水切り方法の啓発や生ごみ処理機、生ごみ処理容器の購入補助に取り組みました。

○一方、家庭から排出される可燃ごみのうち可食部分と考えられる量は、33.4%¹⁸を占めており、更なるごみ減量化を進める上で、食品ロスの削減は必要不可欠となっています。2019（令和元）年10月に施行した「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、食品生産から消費までの各段階で食品ロス削減へ取り組むことを国民運動と位置付け、2030（令和12）年度までに、2000（平成12）年度比で事業系・家庭系双方の食品ロス量を半減する目標が設定されました。

○また、日常生活の中で様々な用途に使用されているプラスチック製品は、利便性が高く大量に消費されている一方で、焼却による温室効果ガスの排出、不適正な処理による海洋汚染といった形で地球規模の環境負荷を与えています。2022（令和4）年4月に施行した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチックごみの発生抑制のため、使い捨て製品の使用抑制や適正処理、リサイクルの推進などプラスチックのライフサイクルに関わりのある者全てが相互に連携し、資源循環に取り組むことが規定されました。

○本市においても食品ロス削減の意義と取組の周知や、ごみ排出量の更なる削減のため、不要なものやごみになるものを受け取らない、使用しないことでごみの発生源から断つ「Refuse：リフューズ」の取組を加えた4 Rを推進します。

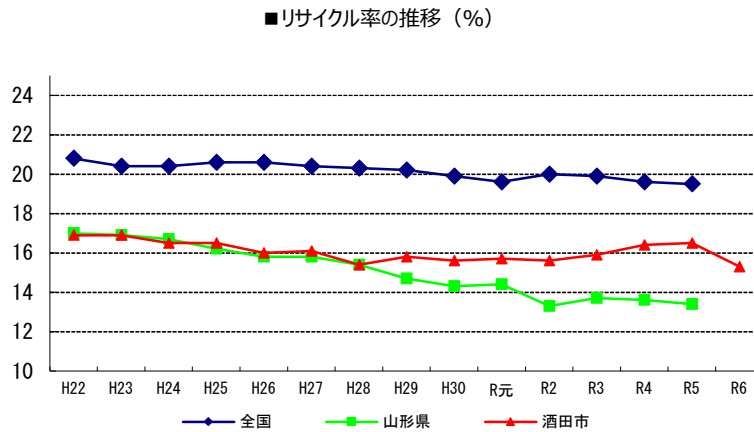
¹⁶ 2024（令和6）年度は、7月25日からの大雨による災害に伴う災害廃棄物が発生したため増加している。

¹⁷ 当市で実施した令和5年度家庭系可燃ごみ質分析結果による。

¹⁸ 農林水産省の令和4年度推計による。家庭系廃棄物707万tのうち可食部分と考えられる量は236万tとされる。

■ごみの再資源化について

○酒田市のリサイクル率は、2004（平成16）年度以降減少傾向であったものが、ここ10年間では16%前後で横ばい状態にあります。一方で、全国平均と比較した場合は、依然として低い状況が続いています。



○再資源化が伸び悩む要因としては、スーパーにおける紙パックやトレイの店頭回収が定着してきたことなど、酒田市が直接把握できるリサイクル量が低下していることや人口減少に伴うごみ排出量の減少、コロナ禍を機に変化したライフスタイルの影響と様々想定されますが、更なる現状把握と要因分析が必要です。

○一般的に再資源化には、廃棄物を減らす取組を行った上で、排出段階での適切かつ徹底した分別が最も重要です。本市「ごみと資源の分け方・出し方事典」の更なる周知や改良に取り組み、分別意識の向上に努めます。

○地域における集団資源回収への支援や企業独自の店頭回収に協力することで効率的な再資源化に取り組みます。

○また、再資源化の方法に関する情報提供を行うとともに、再資源化に取り組みやすい環境づくりの推進、資源循環に配慮した事業活動や環境に配慮した消費行動の重要性についての普及啓発を広く推進します。

■循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換

○「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっていることから、酒田市においても、国・県の動向を注視しながら、民間活力を活用するなど資源消費の最小化や廃棄物の排出抑制を目指していく必要があります。

○エシカル消費¹⁹の普及啓発や、不要となったものの再使用、再生利用など、ごみにしない仕組みづくりへの転換が求められます。

○事業者においても循環経済を推進することは、環境保護だけでなく、ビジネスの持続可能性と競争力強化につながり、ひいては地域の雇用維持・拡大へも結びつくものとなります。官民が協力しあい、転換に向けた展望を描くことが重要です。

¹⁹ エシカル消費：消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

(2) 各主体の取組

市の取組

- ごみの発生抑制・再資源化に取り組みます。
- 循環経済への転換に向けた普及啓発に取り組みます。

市民に求められる取組

- 4 Rを実践します。
 - ・ごみの排出を抑制すること (Reduce : リデュース)
 - ・繰り返し使える製品を選ぶこと (Reuse : リユース)
 - ・資源として再利用すること (Recycle : リサイクル)
 - ・ごみになるものは発生源から断つこと (Refuse : リフューズ)

事業者求められる取組

- 廃棄物の処理等に関する法令を遵守します。
- 事業活動に関わる廃棄物のリサイクルと適正な処理を行います。
- 環境配慮型製品の開発・製造・販売に努めます。

食品ロス

食品ロスは、食品メーカーやスーパーマーケットで発生していると思いがちですが、半分は家庭から発生しています。家庭からの食品ロスの要因は、料理の作りすぎにより残る「食べ残し」、野菜の皮や茎など食べられるところまで切って捨ててしまう「過剰除去」、未開封のまま食べずに捨ててしまう「直接廃棄」です。食品ロスを減らすため、できることから始めてみましょう。

家庭でできる食品ロス削減の取組

- 食品の期限表示を正しく理解する：「消費期限」（食べても安全な期限）と「賞味期限」（おいしく食べることができる期限）の違いを正しく理解し、不必要な食品廃棄を少なくすることも食品ロス削減の1つです。
- てまえどり：食品を購入してすぐに食べる場合に、商品棚の奥からではなく手前にある商品（消費期限・賞味期限の近い食品）を取って購入する消費行動です。店舗で期限切れにより廃棄される食品を減らすことで、食品ロス削減につながります。
- フードドライブ：買いすぎた缶詰や調味料、お菓子やカップ麺など家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域の支援団体、子ども食堂、福祉施設に寄付する活動です。



(1) 現状と課題

■ごみの分別・収集・処理について

○ごみ排出量の削減や再使用、再生利用の取組を進めてもごみは発生します。発生した家庭系ごみや事業系一般廃棄物は、酒田地区広域行政組合ごみ処理施設にて処理されますが、依然として野焼き（野外焼却）や不法投棄が発見され、不適切な分別により排出されたごみに起因するものと思われる火災事故も発生しています。

○野焼き（野外焼却）や不法投棄は、ダイオキシン類や有害物質の発生といった環境に直接的なダメージを及ぼし、不適切な分別により発生した火災事故は、ごみ収集車の損壊やごみ処理施設の運転停止といった市民生活、経済活動へ非常に深刻な影響を与えることとなります。そのような事態を未然に防ぐためにもごみ分別方法の徹底の周知や法令遵守の指導に継続して取り組むことが必要です。

○一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、また、同法第11条第1項において、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされています（排出事業者責任）。事業に関わる全ての者が法令の趣旨を理解し、適正に処理するよう取り組まなければなりません。

（海岸漂着ごみ）

○庄内海岸や飛島の沿岸では、多くの海岸漂着ごみ²⁰が押し寄せられており、毎年、県や市、多くの企業や団体が主体となって、ボランティア清掃を行っています。

○海岸漂着ごみは生活環境を悪化させるだけでなく、海洋の生態系や漁業、観光にも多大な影響を及ぼす可能性があります。回収処分方法に加え、発生抑制対策の検討が必要です。

（災害廃棄物）

○災害により生じた廃棄物は「災害廃棄物」と定義され、住民の健康と生活環境に重大な被害を生じさせるおそれがあるため、環境保全と公衆衛生の観点からも、円滑かつ迅速に処理することが必要です。

○大規模災害発生時においても、滞りなく廃棄物処理を実施するため、平時より災害時の対応についての制度や体制を整え、更なる充実を図ります。

■不法投棄について

○不法投棄の発見件数は、年間100件程度で推移しており、山林や郊外の道路、空き地などへの投棄が絶えません。ごく一部の不心得な人の行為により美観を害しているほか、環境悪化や自然破壊も招いています。地域と一体となって不法投棄を許さない社会の実現を目指していく必要があります。

²⁰ 海岸漂着ごみ：海岸に流れ着いたごみを「漂着ごみ（海岸漂着ごみ）」、海に漂っているごみを「漂流ごみ」、海の底に沈んでいるごみを「海底ごみ」といい、これらを合わせて「海ごみ（海洋ごみ）」という。海岸漂着物の多くは、ペットボトルや食品トレイ、菓子袋、レジ袋等のプラスチック製品、空き缶などの日常生活ごみがあるが、流木なども含まれている。

○一人ひとりが社会のルールを守り、ポイ捨て・不法投棄防止を徹底するとともに、不法投棄監視員による啓発と、地域と連携した監視・通報体制により不法投棄の早期発見と未然防止に努めます。

災害廃棄物（災害ごみ）の特徴

災害廃棄物は、①平時に家庭から排出される一般廃棄物や事業者から排出される産業廃棄物と異なり、突発的、一時的に大量に発生する、②性状においては産業廃棄物と同様で、処理方法が多様となる例も少なくない、③平時の廃棄物処理に関わる実務知識だけでは適正に処理することが難しいといった特徴があります。

災害時には、人命救助やライフラインの確保が最優先ですが、災害後の円滑で迅速な復旧・復興のためには、災害廃棄物を撤去することも必要不可欠です。一方で、大量の災害廃棄物は、復旧の妨げとなる場合もあります。

災害廃棄物の発生を少しでも減らすために、家の中に置かれている不要品の処分や家具の固定、小物類の飛び出し防止の対策に普段から取り組みましょう。

■ 2024（令和6）年7月25日からの大雨による災害に伴い発生した災害廃棄物（仮置き場の状況）



（2）各主体の取組

市の取組

- ごみ分別の適正化を推進し、収集・運搬体制の充実を図ります。
- ごみ処理に関わる費用負担の在り方について検討します。
- 不法投棄防止の取組を推進します。

市民に求められる取組

- ごみ分別のルールを守り、円滑な収集活動に協力します。
- 野焼き（野外焼却）はしません。
- 不法投棄はしません。

事業者求められる取組

- 一般廃棄物と産業廃棄物の処理ルールを遵守します。
- 不適正な野外焼却は行いません。
- 不法投棄の禁止を徹底します。

🗑️ 使い捨てプラスチックの使用削減の取組

使い捨てプラスチックは、食品や飲料などの容器包装、日用品などあらゆる場面に使用されています。これらの製品が不要になったあとに、ポイ捨てなどで不用意に捨てられたものが、いずれ海へと流れ出て、海底に沈んだり、海洋中に漂流したり、海岸に漂着したりし、海洋の環境や生態系に影響を与えることが懸念されます。

使い捨てプラスチックの使用削減は、生物の生息環境を守るだけでなく、原料となる原油の使用量も削減され、地球の資源保護の観点からも有効な取組になります。

日本では、プラスチック製品の設計から排出・分別・回収に至るまで、プラスチックのライフサイクル全般に関わる措置が規定された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2022（令和4）年4月1日より施行されました。このうち使い捨てプラスチックについては、2030（令和12）年までに、これまでの努力も含め、累積で25%排出抑制することを目指しており、特定プラスチック使用製品として12品目が削減対策の義務化対象となっています。

削減の取組に必要なこと

- 市民はプラスチック使用製品を必要としない場合は提供を辞退することや、繰り返し使用できる製品を活用するといったライフスタイルの変革が求められます。
- 事業者は特定プラスチック使用製品を有償で提供することや、使用の意思を確認するなど、削減に向けた取組をさらに推し進めていく必要があります。

■ 削減義務の特定プラスチック使用製品 12 品目

対象製品	対象業種
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー 	・各種商品小売業（無店舗のものを含む）： 総合スーパー、百貨店 等 ・飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び畜小売業を除き、無店舗のものを含む）：コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 等 ・宿泊業：ホテル、旅館 等 ・飲食店：レストラン、喫茶店 等 ・持ち帰り・配達飲食サービス業：フードデリバリー 等
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ 	・宿泊業：ホテル、旅館 等
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー 	・各種商品小売業（無店舗のものを含む）： 総合スーパー、百貨店 等 ・洗濯業：クリーニング店 等

出典：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について（経済産業省）

基本目標	【自然共生社会】豊かな自然環境と人が共生するまち (酒田市生物多様性地域戦略)
-------------	--

施策の柱	施策
1 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の生息・生育環境の保全 ・生物多様性への理解の促進
2 持続可能な生物多様性の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な自然環境の維持 ・自然と触れ合う機会の創出

生物多様性とは

生物多様性とは、生物たちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生物は40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生物が生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的・間接的に支えあって生きています。

しかしながら、近年、様々な要因により生物多様性が失われつつあります。要因の多くは人類の活動によるものであり、このままでは生物多様性がもたらす恩恵を人類が受けられなくなってしまうかもしれません。生物多様性がいかに重要であるかを認識するとともに、これらの恩恵を将来にわたって享受していくため、生物多様性を保全する取組が必要です。

なお、生物の多様性に関する条約では、「多様性」には3つのレベルがあるとされています。森林や里地里山などの「生態系」、動植物から微生物などの様々な「種」、そして「遺伝子」の3つです。この3つのレベルが成り立つことで、私たちは、食料、水、空気、医薬品など、生物多様性から多くの恵み（生態系サービス）を受けています。

■多様性の「3つのレベル」のイメージ



出典：新たな成長のための環境行政 2019年11月（環境省）

生物多様性保全に関する動向

生物多様性を保全する国際的な取組としては、1992（平成4）年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）において採択された生物の多様性に関する条約が基本となっています。1993（平成5）年には日本も条約を締結、同年12月に条約が発効されました。この条約では、生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分が目的とされています。また、条約の締約国で開催される会議（COP）では、様々な課題について議論が行われています。2010（平成22）年に愛知県で開催された第10回締約国会議（COP10）では、生物多様性の損失を止めるための個別目標として「愛知目標」が採択され、生物多様性に関する国内外での各種取組に大きな影響を与えています。

生物の多様性に関する条約においては、締約国がそれぞれ国家戦略を策定し実行することとされており、日本においても、1995（平成7）年に「生物多様性国家戦略」が策定されました。その後、5度の見直しが行われ、最新の「生物多様性国家戦略 2023-2030」においては、新たな世界目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」に対応した戦略、2030年ネイチャーポジティブを目指し、生物多様性・自然資本（＝地球の持続可能性の土台、人間の安全保障の根幹）を守り活用するための戦略として位置付け、2030（令和12）年までに「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を目指すものとなっています。具体的には、民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」に認定する仕組みを2023（令和5）年度から開始しており、同戦略においても推進が位置付けられています。このような背景を踏まえ、企業等の活動を更に促進するため、自然共生サイト認定制度を法制化した、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が2025（令和7）年4月に施行されました。

■生物多様性に関わる国内外の動き

年	世界の動き	日本の動き
1992（平成4）年	リオ地球サミット：生物多様性条約の採択	
1993（平成5）年		生物多様性条約締結
1995（平成7）年		生物多様性国家戦略策定
2002（平成14）年		新生物多様性国家戦略策定
2007（平成19）年		第三次生物多様性国家戦略策定
2008（平成20）年		生物多様性基本法施行
2010（平成22）年	生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）：愛知目標の採択	生物多様性国家戦略2010策定
2012（平成24）年		生物多様性国家戦略2012-2020策定
2015（平成27）年	SDGs 国連採択	
2018（平成30）年		第五次環境基本計画策定
2022（令和4）年	生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）：昆明・モンテリオール生物多様性枠組みの採択	
2023（令和5）年		生物多様性国家戦略2023-2030策定
2024（令和6）年	生物多様性条約第16回締約国会議（COP16）	第六次環境基本計画策定
2025（令和7）年		地域生物多様性増進法施行

生物多様性を守る意義

私たちは生活を続けていくために日々、生物多様性から様々な「恵み」を受けています。この生物多様性からの恵みを「生態系サービス」といいます。

食料はもちろん、衣食住といった日常生活に関するもののほか、経済分野では、生態系サービスの供給源である天然の資本を「自然資本」と呼び、その持続的な利用が事業活動の持続可能性を確保するために不可欠との認識が広がりつつあります。

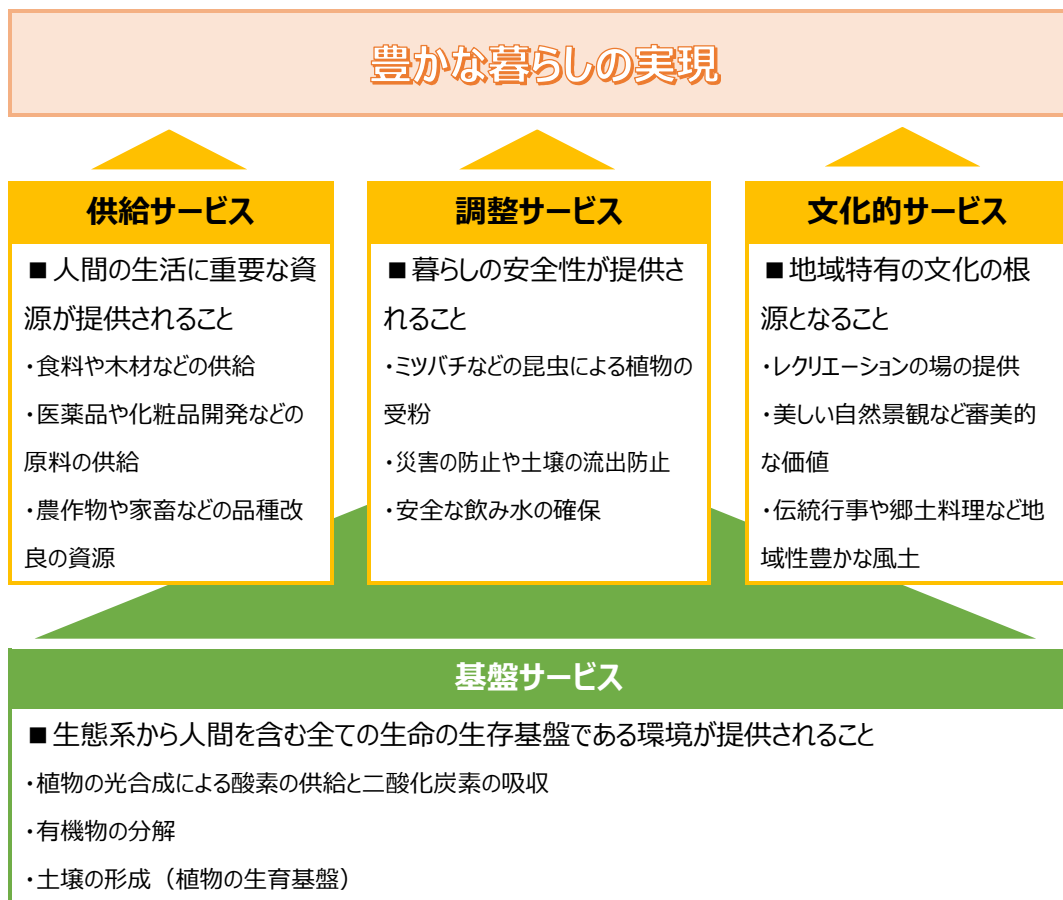
したがって、生物多様性のバランスが崩れると、生態系サービスも失われ、私たちの暮らしにも影響を与えてしまいます。

私たち人間が生活を続けていくために、生物多様性を守ることは必要不可欠なことです。

なお、生物多様性からもたらされる恩恵（生態系サービス）は、「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の4つに分類することができます。

■生物多様性の恵み（生態系サービス）のイメージ

生物多様性の恵み（生態系サービス）



生物多様性の危機

多様性の3つのレベルが健全に成立していることで豊かな生物多様性が維持されています。しかし、現在、日本の生物多様性には4つの危機が迫っており、生物多様性の豊かさが失われつつあります。

生物多様性への影響は、生物多様性基本法に基づく「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、生物多様性に及ぼす「第1の危機」「第2の危機」「第3の危機」「第4の危機」として分類されています。

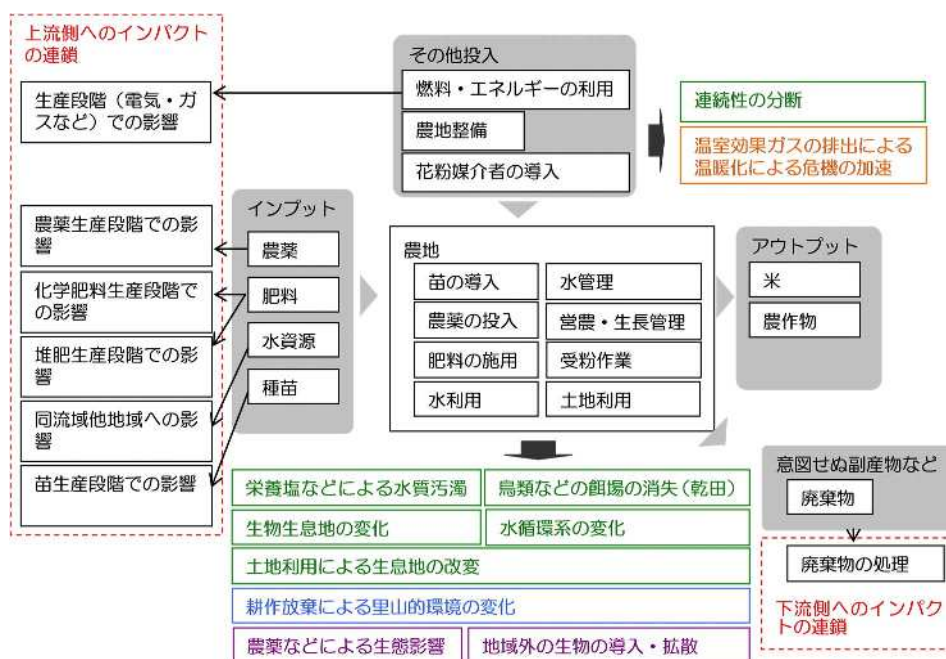
第1の危機：開発など人間活動による危機

第2の危機：自然に対する働きかけの縮小による危機

第3の危機：外来種など人間により持ち込まれたものによる危機

第4の危機：地球温暖化や海洋酸性化など地球環境の変化による危機

■事業活動と生物多様性の関わり「農業（稲作、畑作の場合）」



※一般的に生物多様性に与える影響などを例示したものであり、個々の事業者に统一的に該当するものではない。

出典：生物多様性国家戦略 2012-2020（環境省）

「4つの危機」の背後には、私たちが様々な社会経済活動を行う上で、生物多様性への認識や関心が低いことなど保全に関する視点が不足していることが生物多様性に危機をもたらす間接的な要因となっていることがあります。

生物多様性の損失を止め、回復に向かわせるためには、生物多様性が直面する「4つの危機」に対処することと同時に、この「4つの危機」をもたらす背後にある私たちの価値観の転換と行動変容が必要です。

生物多様性の現状

(1) 地勢

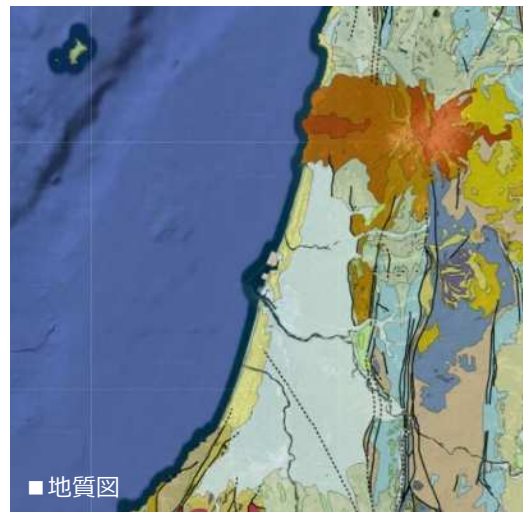
「第2章酒田市の環境を取り巻く状況 1市の状況(1)」をご参照ください。

(2) 地質

庄内平野は標高0～20m程度の海岸平野で、かつては海水の入る潟湖であったものが埋め立てられた低湿な平野です。海岸部には南北に標高30m程度の庄内砂丘が発達しています。第四紀更新世(約258万年前から約1万1700年前までの期間)の湖沼時代の地層や段丘堆積物、これを覆う粘土、砂、礫(れき)、腐植土からなる完新世(約1万1700年前から現在に至るまでの地質時代)の沖積層が分布し、所々で厚い軟弱地盤を形成しています。また、庄内平野の海岸部には粒径のそろった砂からなる砂丘堆積物が分布しています。

一方、出羽丘陵は部分的に花崗岩類や中新世前期の地層が点在するほかは、中新世後期～鮮新世の砂岩、泥岩、酸性凝灰岩類から構成され、ところによっては第四紀更新世の固結度の低い堆積岩が分布しています。

また、鳥海山は安山岩溶岩流を主体とする、日本でも有数の規模を誇る第四紀火山です。第四紀火山の周辺では、安山岩質の溶岩や転石を混じる火山砕屑物(泥流堆積物)などが厚く分布しています。



出典：産総研地質調査総合センターウェブサイト
(<https://gbank.gsj.jp/geonavi/geonavi.php#10,38.88570,139.95189>)
：山形県地質土壌調査業協会資料

(3) 植生

酒田市の植生は、日本海要素の植物(日本海側の多雪地帯に分布し、積雪という特殊な環境に適応して進化した植物群)を中心としつつ、高山植物から暖地系、海浜植物まで多様な種がみられることが特徴です。

(低地の植生) 飛島は本県最北端に位置しますが、対馬海流の影響下にあって、多くの暖地性植物(タブノキ、ムベ、モチノキ等)を生み出しています。日本海沿岸は、飛島同様に温暖寡雪な気候下であり、沿岸部に発達する庄内砂丘は、不安定砂丘や砂浜部のハマニンニク-コウボウムギ群落とその背後のクロマツ植栽に被われています。旧藩時代(1600年代)から造林事業が振興され砂防林としての機能をもったクロマツ成木林も近年の松くい虫被害により減少傾向にあります。庄内平野の内陸寄りの丘陵脚部海拔200m内外以下の低地帯には、残存する自然林は極めて少ないものの、部分的にケヤキ林が残存しています。また、庄内平野の田園地帯に散在する集落の屋敷林の多くはケヤキを主体としています。

(山地帯の植生) 山地帯の気候的極相はブナ林となっており、鳥海山にはブナ林がほぼ原生状態で維持されています。地形的極相として急斜面や尾根などでアカマツ天然林やミズナ

ラ自然林がみられます。

(高地の植生) 烏海山は多雪山地型の垂直分布帯が典型的に発達し、亜高山帯針葉樹林帯を欠いた特徴を持っています。概ね標高 1,100m まではブナ・チシマザサ群落で、その上部にはミヤマナラ、ハイマツ、ミヤマハンノキ、ナナカマド、ミネカエデ等の群落が分布しています。²¹

(4) 生物の生息状況

酒田市の生物について記述された文献の調査は、2014 (平成 26) 年に行われており²²、生物の生息状況について、酒田市の景観特性に応じて出現環境や生息環境を大別し、分類群の特性や文献の記録状況により整理しています。

		確認種数	うち重要な種
植物		161 科 1,899 種	300 種
動物	哺乳類	7 目 15 科 31 種	12 種
	鳥類	22 目 70 科 380 種	113 種
	両生類	2 目 6 科 15 種	8 種
	爬虫類	1 目 5 科 10 種	3 種
	陸上昆虫類	26 目 321 科 3,082 種	121 種
	魚類	13 目 42 科 106 種	31 種
	陸上昆虫類以外の無脊椎動物	33 目 71 科 118 種	26 種

(5) 自然公園等の指定状況

(単位 : ha)

公園名・地区名		指定年月日	面積	特別地域					普通地域	備考
				特別保護地区	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計		
国定公園	烏海	S38.7.24	13,553 (海域 3,459)	826	3,135	2,258	7,155	12,548	179	酒田市 遊佐町 海域面積 : 3,459
	庄内海浜	S23.8.5	6,267			47	250	297	5,970	鶴岡市 酒田市
県立自然公園	最上川	S46.6.2	1,848		679	107	41	827	1,021	戸沢村 酒田市 庄内町

(6) 土地利用総合評価から見た生態系サービスの現状

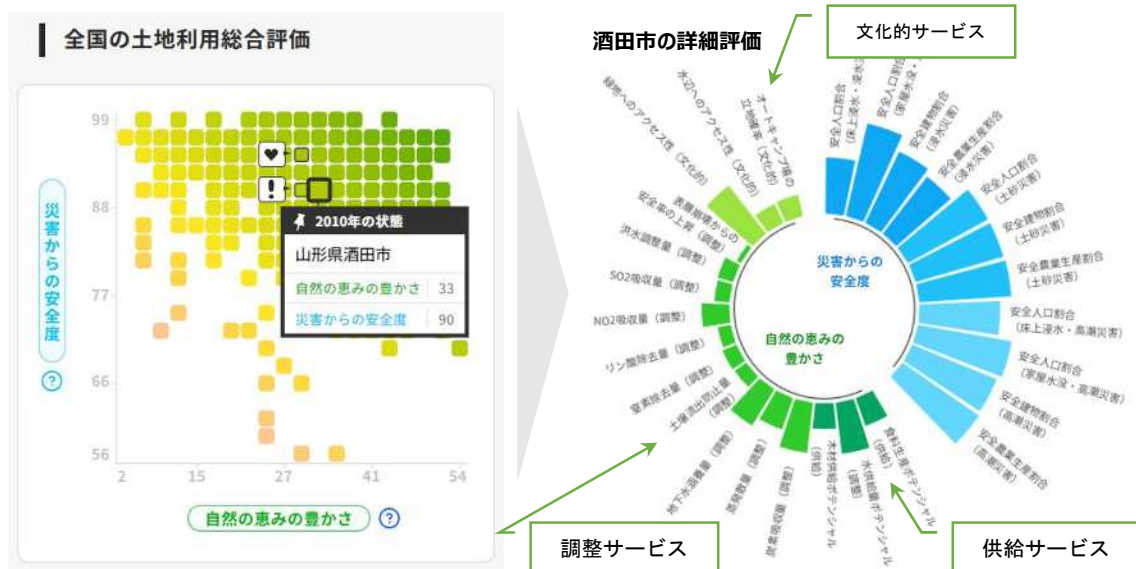
総合地球環境学研究所が開発した「J-ADRES (自然の恵みと災いからとらえる土地利用総合評価)」では、市区町村ごとに災害からの安全度と自然の恵みの豊かさをスコア化し、公

²¹ 「第 3 回自然環境保全基礎調査 植生調査報告書 (山形県) 1988 環境庁」より記載。

²² 「平成 26 年度酒田市自然状況文献調査業務委託報告書」(平成 26 年 10 月)より記載。

表しています。これにより、地域が生態系サービスでどのような特徴を有しているかを客観的に把握することが可能となります。

酒田市の場合、自然の恵みの豊かさについては、日常生活で緑に接する機会を示す「緑地へのアクセス性（文化的）」、森林による「炭素吸収量（調整）」、潜在的な「水供給量ポテンシャル（供給）」が比較的高いといった結果となっています。



出典：Eco-DRR プロジェクト（2022）J-ADRES：自然の恵みと災いからとらえる土地利用総合評価（総合地球環境学研究所）

※「自然の恵みの豊かさ」は、生態系と生物多様性がもたらす自然の恵み（生態系サービス）を3類型16指標で表したものを示しています。

戦略の基本的事項

（1）目的

生物多様性地域戦略は、「生物多様性基本法」に基づくもので、生物多様性国家戦略を基本とし、県の生物多様性地域戦略や、市の関連する計画と連携を図り、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進する計画です。

生物多様性の保全と活用が継続的に実施されている姿として、生物多様性に関わる主体が共有できる「望ましい姿」（＝基本目標）を定めるとともに、施策の柱等を設定し、施策を進めていくための仕組みを構築するため、「酒田市生物多様性地域戦略」（以下「生物多様性地域戦略」という。）を策定します。

（2）位置付け

第3次環境基本計画「基本目標【自然共生社会】豊かな自然環境と人が共生するまち」を生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略として位置付けます。

（3）対象となる地域（生物多様性基本法第13条第2項第1号）

酒田市全域

(4) 対象期間 (生物多様性基本法第 13 条第 2 項第 4 号)

2026 (令和 8) 年度から 2030 (令和 12) 年度までの 5 年間とします。

(5) 総合的・計画的に講ずべき施策 (生物多様性基本法第 13 条第 2 項第 3 号)




総合的に講ずべき施策については、施策の柱における「市の取組」をもって位置付けるものとし、個別・計画的な施策については、本計画「行動計画」編にて定めます。

戦略に関する目標・SDGs

(1) 基本目標の達成状況を図るための目標 (生物多様性基本法第 13 条第 2 項第 2 号)

評価指標		
指標項目	現状値	目標値
生物多様性の言葉の認知度	61.0% (2023 (令和 5) 年度)	70 %
自然に関するイベント参加経験者割合	12.9 %	20 %
自然共生サイト認定数	0 件	1 件

(2) 関連する SDGs

❖関連する主な SDGs のゴール		
ゴール	達成のために重要なこと	
 13 気候変動に 具体的な対策を	気候変動に 具体的な対策を	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動による生物多様性及び生態系サービスへの影響についての把握に努めること ・気候変動と生物多様性及び生態系サービスに関わる情報の共有と普及啓発を行うこと
 14 海の豊かさを 守ろう	海の豊かさを 守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活、事業活動に伴う排水や廃棄物の適正処理を推進し、海洋汚染を防止すること
 15 陸の豊かさも 守ろう	陸の豊かさも 守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・森林、農地、河川などの生態系の保全、回復、持続可能な利用を推進すること ・動植物の生息域の損失の抑制、生物多様性の保全、絶滅危惧種の保護・絶滅防止の対策を講じること

(3) 関連する個別計画

❖関連する主な個別計画	
○農業の有する多面的機能の発揮に関する計画	○酒田市食育・地産地消推進計画
○酒田市鳥獣被害防止計画	○酒田市森林整備計画

施策の柱：生物多様性の保全

(1) 現状と課題

■ 生息・生育環境について

○酒田市は、市域に一級河川である最上川や北には鳥海国定公園の中心をなす鳥海山を有し、様々な生物に貴重な生息場所を提供する自然環境が存在しています。また、庄内平野に広がる田園地帯は、それ自身が自然環境の一端を担っており、農業の営みを通じて多くの生物を育む環境や良好な農村景観を保全し、形成してきました。

○一方、宅地化の進展や森林農地の荒廃などによって生物の生息空間が消失し、生物多様性の確保が困難となり、豊かな自然環境を維持できなくなるおそれも生じています。市民アンケート調査によると、指標生物としても取り扱われるメダカやホタルの目撃情報については、第2次環境基本計画策定時の調査結果との比較において、減少傾向にありました。

○豊かな生態系や生物多様性を未来につないでいけるよう、「ネイチャーポジティブ」の考え方に則り、様々な生物の生息空間を確保する取組が必要です。

■ 生物多様性への理解について

○市民アンケート調査によると、「生物多様性」という言葉について「内容を知っている」と回答した人は16.9%、内閣府が2019（令和元）年度に実施した「環境問題に関する世論調査」においても「（生物多様性の）言葉の意味を知っている」と回答した人は20.1%と、生物多様性に対する認知度が十分でないことが見て取れる結果でした。

○生物多様性に対する認知度が低い要因として、多様な生態系が身近にあることが当たり前となっていることで、日常生活において、その豊かさを実感できないのではないかと考えられます。

○生物多様性への理解を促進するためには、第一義的には市による積極的な情報提供が必要です。その過程で市民、事業者における生物多様性への理解を深め、身近な自然環境で起こっている課題について、自分事と捉え、行動変容につなげることが重要です。

■ 外来種について

○外来種は、もともとその地域にいる在来種を駆逐して、その数を減らし、絶滅に追いやるといった生態系への影響のほか、人間の生活においても農作物被害や病気の伝播といった形で、直接的な影響を及ぼしつつあります。

○酒田市においても、オオキンケイギクやオオハングソウ、アレチウリといった外来植物が発見され、生息域が広がっています。生息域の拡大により、外来植物の根やつるが絡まったり覆ったりして、農作物の生育を阻害するおそれもあります。

○外来種の生息域の拡大に伴う生態系へのリスクについて正しい知識を身につけ、人と生物の適切な関係を守り、生態系へのリスクの軽減、予防について検討します。

(2) 各主体の取組

市の取組

- 生物の多様性の啓発や確保に努めます。

市民に求められる取組

- 生物多様性について理解を深め、動植物の保全に努めます。
- 外来種について正しい知識を身につけ、生態系への散逸を防ぎます。

事業者求められる取組

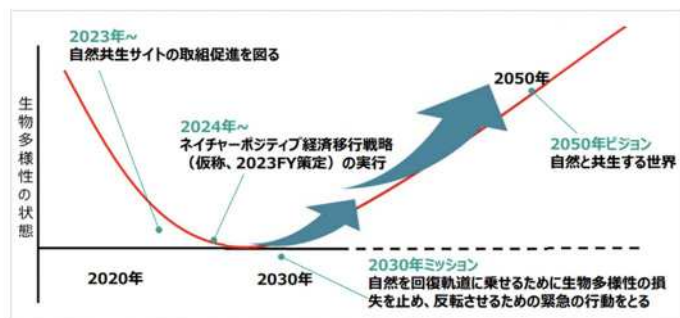
- 生物多様性について理解を深め、動植物の保全に努めます。
- 事業活動に伴う開発や土地利用の際には、生物多様性の保全に配慮します。
- 外来種に関する法令を遵守し、生態系への散逸を防ぎます。

🌿 ネイチャーポジティブ

今の地球は過去 1,000 万年間の平均と比べて 10 倍～100 倍もの速度で生物が絶滅していくなどいわゆるマイナスの状態にあります。この状況から、これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのがネイチャーポジティブの趣旨です。2022（令和 4）年 12 月に開催された国連生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）や、G7 2030 年自然協約においてもその考え方が掲げられるなど国際的な認知度も高まっているキーワードです。

国内では、2023（令和 5）年 3 月に閣議決定した生物多様性国家戦略 2023-2030 において 2030（令和 12）年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられています。

2030（令和 12）年は温室効果ガスの削減目標や SDGs、パリ協定など様々なカテゴリにおける目標年となっています。陸と海のそれぞれで 30%以上の面積で健全な生態系を保全する 30by30 目標²³を含め、ネイチャーポジティブを達成するために、個人、団体を問わず全員が連携して取り組んでいく必要があります。



出典：脱炭素ポータルサイト（環境省）

²³ 30by30 目標：2030 年までに陸域の 30%と海域の 30%を保全・保護を目指す目標のこと。「生物多様性国家戦略 2023-2030」（2023（令和 5）年 3 月閣議決定）において、2030 年までのネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）実現に向けた目標の一つとして 30by30 目標を位置付けている。

(1) 現状と課題

■ 自然環境について

○生物は、森林、農地、河川などあらゆる環境に生息し、相互に影響を与え合って生態系を形成しています。しかし、近年は、過疎化や高齢化によって山林や里山、農地の管理が十分に行われなくなり、環境の変化による生態系への影響が問題となっています。

○一方、市内には、生物の生息・生育の場としての役割を果たす都市公園、酒田市公園、農村公園（農村広場を含む）といった「公園」が206か所（総面積248.9ha）整備されるとともに、市街地とその周辺の貴重な緑を良好なままの状態に保全し、都市の環境、美観、風致を維持するための「保存樹」「保存樹林」は、快適な環境をつくり出してくれる貴重な存在となっています。

○生態系を保全するためには、森林、農地、河川などの保全は当然のこと、都市部の良好な自然環境の維持も必要です。

■ 自然と触れ合う機会について

○酒田市には、鳥海国定公園（1963（昭和38）年指定）、庄内海浜県立自然公園（1948（昭和23）年指定）、最上川県立自然公園（1971（昭和46）年指定）があり、多様で美しい自然環境に恵まれています。市民はもとより、市外からも多くの方が本市の山や海を訪れ、自然に親しんでいます。

○一方、市民アンケート調査によると、自然に親しむ活動（登山、野山の散策、ハイキング、バードウォッチング、釣り等）を行ったことがある割合は3割程度と低い状況にありました。

○市民が森林、農地、河川などの環境を身近に感じ、その大切さを学べるよう、豊かで多様な自然との関わりの確保、触れ合う場や機会を提供することが必要です。

(2) 各主体の取組

市の取組

- 森林、農地、河川などの自然を守ります。
- 自然と触れ合う場や機会の提供に努めます。
- 地域の自然を活用した産業の振興に努めます。

市民に求められる取組

- 自宅周辺の緑化に努め、身近な緑を増やします。
- 自然と触れ合う場や機会を積極的に活用します。
- 生物多様性に配慮された有機JAS等の食品や酒田産木材を使用した商品を選択するエシカル消費に取り組みます。

事業者求められる取組

- 事業活動における自然環境への影響に配慮し、保全に努めます。
- 地域の自然環境の特性を利用した産業に取り組み、資源の活用に努めます。

🌿自然共生サイト

ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、環境省では、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組を2023（令和5）年に開始し、企業等の活動を更に促進するため、自然共生サイト認定制度を法制化した、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が2025（令和7）年4月に施行されました。本法律は、民間等による自主的な活動を更に促進するため、生物多様性が豊かな場所における活動に加え、管理放棄地等において生態系を回復又は創出する活動も認定対象としています。

認定された区域のうち、豊かな生物多様性を維持する活動が行われている場所については、既存の保護地域との重複を除いてOECD²⁴国際データベースに登録することで、30by30目標の達成に貢献します。また、国の制度等に基づき管理されている森林、河川、港湾、都市の緑地、海域等についても、関係省庁が連携し、OECDに該当する可能性のある地域を検討しています。



出典：令和5年度版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

戦略の推進

（生物多様性基本法第13条第2項第4号）

（1）推進体制

生物多様性地域戦略の推進体制は、第3次環境基本計画「第5章計画の推進 第1節計画の推進体制と役割」に記載した内容とします。

（2）進行管理

生物多様性地域戦略の進捗状況については、第3次環境基本計画「第5章計画の推進 第2節進行管理の方法」に記載した進行管理の方法を取り、PDCAサイクルにより継続的な改善を図ります。また、環境基本計画と連携し、効果的かつ効率的に推進します。

²⁴ OECD：Other Effective area-based Conservation Measures の略で、「保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域」のこと。（国立公園などの保護地区ではないが、生物多様性を効果的にかつ長期的に域内保全に貢献する地域のこと）

基本目標	【安心・快適社会】安心して快適に生活できるまち
-------------	--------------------------------

施策の柱	施策
1 安全・安心な生活環境の保全	・公害防止対策の推進と監視・測定の実施
2 快適な生活環境の形成	・身近な環境の美化・利便性の向上

誰もが健康で快適に暮らしていくためには、公害がなく、きれいな空気や水が享受できる、安全・安心な環境が確保されていることが必要不可欠です。事業活動に伴う大気・水環境への影響については、法令の整備により改善が進んでいますが、良好な生活環境を維持するため、引き続き調査・監視を行います。




一方、生活排水や騒音、悪臭などの日常生活に起因する問題やトラブルは依然として発生しており、その抑制のためには、周囲の環境に配慮した行動、発生した場合の速やかな改善に向けた対応が必要です。

さらに、快適な生活環境を確保するためには、私たち一人ひとりがマナーの向上を図り、様々な世代や背景を持つ人々が信頼関係を築く必要もあります。快適に暮らせる環境づくりに取り組み、市民や事業者との協働による環境保全活動を推進します。

評価指標			
指標項目		現状値	目標値
環境基準 ²⁵ の達成 (生活に好ましい環境の指標)	大気	概ね達成	達成
	水質	達成	達成
	騒音	概ね達成	達成
公害等苦情相談件数		45 件	現状値比 20%減
河川等の水質汚濁事故件数		10 件	0 件
町きれ・川きれ運動 ²⁶ 参加者数		16,653 人	16,700 人

²⁵ 環境基準：環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定めるものであり、ここまで汚染してもよい、これを超えると直ちに被害を生じるといった意味で定められているものではない。

²⁶ 町きれ・川きれ運動：(町きれ) 市街地地域において住民や事業者の協力のもと行う、道路や側溝、公園の清掃などの美化運動のこと。(川きれ) 河川・海岸愛護に対する意識の醸成と美しく快適で豊かな県土づくりを目的に、県民の協力のもと行う、河川敷及び海浜地の清掃、空き缶やゴミの収集、除草作業、草花の植栽などの愛護活動のこと。

❖関連する主な SDGs のゴール		
ゴール		達成のために重要なこと
 3 すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を	<ul style="list-style-type: none"> ・大気、水質、土壌の汚染に伴う公害を減少させること ・感染症に強いまちづくりを推進すること
 6 安全な水とトイレを世界中に	安全な水とトイレを世界中に	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理施設の適正な利用や、汚染の減少、不法投棄の廃絶を推進し、水質を改善すること
 11 住み続けられるまちづくりを	住み続けられるまちづくりを	<ul style="list-style-type: none"> ・大気、水質、土壌などの汚染防止に取り組み、環境負荷を抑制すること

❖関連する主な個別計画	
○酒田市公共施設適正化基本計画	○酒田市立地適正化計画
○酒田市都市計画マスタープラン	○酒田市公共下水道事業計画

🌿有機フッ素化合物 (PFOS・PFOA)

有機フッ素化合物は、水や油をはじく、熱に強いといった性質があり、防水性の布地や調理器具のコーティング、殺虫剤など様々なものに使われています。有機フッ素化合物の中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）と PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は特に多く使用されてきた物質です。


一方で、これらの物質は自然界では分解されにくい

ため、地中や水中に残ることで食物連鎖などを通じて人の健康や動植物の生息・生育に悪影響を及ぼす可能性が指摘されています。現在、PFOSとPFOAは「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」により、国際的に廃止などの対策がとられており、わが国でも製造や輸入が禁止されています。

酒田市では、全ての採水地点でPFOSとPFOAの水質検査を定期的に行っています。水質検査結果については、市ホームページ等で公表しています。

環境・身のまわりの PFOS・PFOA等

PFOS・PFOA等を含む製品(1)フッ素加工品

<p>PFOS・PFOAを含むPFAS 撥水・撥油性、熱・科学的安定性</p> <p style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; margin: 5px 0;">撥水・撥油剤、界面活性剤、半導体用反射防止剤等の幅広い用途で使用</p> <p>身のまわりのフッ素加工品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フッ素コート製品 ・ 撥水加工、防汚加工の衣料品 ・ 撥水スプレー ・ フライパン等の調理器具 ・ ハンバーガー等の包装用紙 ・ スキーやスノーボードのワックス ・ 業務用消火器(泡消火器) 	<p style="text-align: center; background-color: #e0f2f1; padding: 5px;">製造・輸入等が原則禁止されているPFAS</p> <p>PFOS： 日本国内で家庭用品の製造に使用されていたという報告はありません。</p> <p>PFOA：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フッ素コート剤の製造過程にて使用 → 国内での製造・輸入禁止に先立つ企業の自主的な取組で、全廃 ・ カーペット等の繊維製品等 → 2019年に行われた6歳以下の子どもに着目したリスク評価で、これらの製品等を使用し続けても、そのリスクは、懸念されるレベルにはないとされました。 <div style="text-align: center;">  <p>PFOS・PFOA以外のフッ素化合物が使われています。</p> </div>
--	--

出典：「有機フッ素化合物 (PFAS) について よくある質問」(環境省)

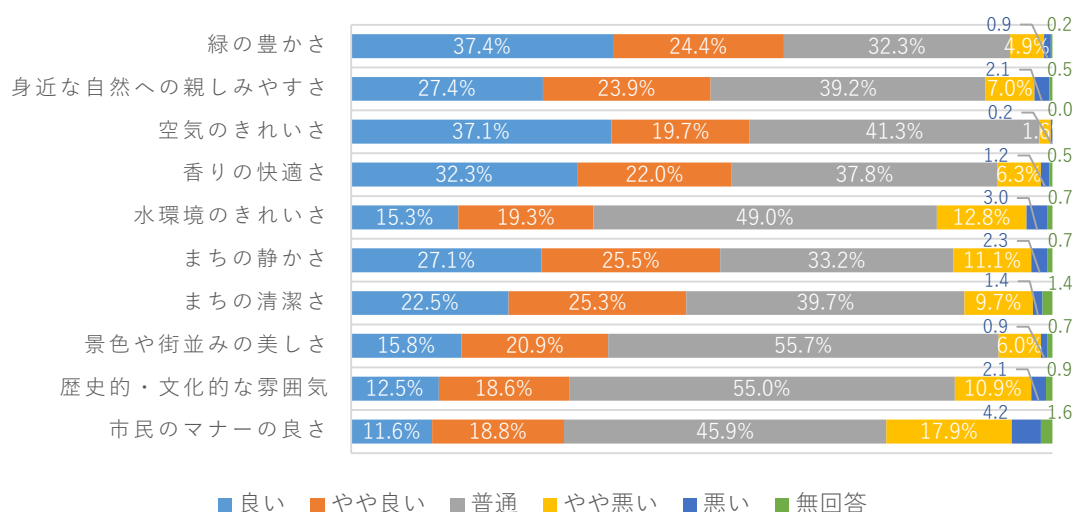
施策の柱：安全・安心な生活環境の保全

(1) 現状と課題

○市民アンケート調査（下表参照）によると、酒田市の環境に関する満足度は、「緑の豊かさ」が最も高く、次いで「空気のきれいさ」、「香りの快適さ」と続いており、概ね生活環境における市民のイメージは良好といえます。

○一方、「水環境のきれいさ」については、満足度が低い傾向にあります。河川への油流出や排水路の悪臭に対する通報・相談が依然としてあり、これらが水環境のきれいさに対するイメージが低い一因とも考えられます。

■住まい周辺の環境に対する評価（n=431）



○酒田市内では酒田若浜局（県測定局）において、大気汚染物質²⁷の常時監視を行っており、環境基準は概ね達成しています。測定値についても、年平均値は、ほぼ横ばいで推移しています。

○河川環境については、県において公共用水域の測定計画に基づいて酒田市内 11 地点で調査を行っており、これを補完するものとして酒田市が京田川山田橋 1 地点で調査を行っています。主な河川の水質（BOD75%値）²⁸は、環境基準を達成している状況です。

○海域環境については、県において酒田港 10 地点で調査を行っており、各海域における水質（COD75%値）²⁹は、環境基準を達成している状況です。

○汚染防止に向け継続的な監視、指導を実施し、生活環境の保全に取り組む必要があります。

²⁷ 大気汚染物質：二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）を測定する。

²⁸ BOD75%値：水中にどの程度の微生物が生息しているかを示すもので、河川の汚染の程度を示す指標の一つになっている。

²⁹ COD75%値：湖沼や海域の水の汚れの度合を示す指標。水中の有機物などの汚濁源となる物質を、過マンガン酸カリウムなどの酸化剤で酸化するとき消費される酸素量で表すもの。

○鉱害については、廃止となった旧鳥海鉱山の坑井より原油の流出が認められるため、油水分離槽を設置して原油を処理するほか、パイプラインの継続的な監視を行い、下流の田畑などへの原油の流出を防止しています。

(2) 各主体の取組

市の取組

○身近な公害を防止します。

市民に求められる取組

- 暮らしの中から生じる騒音、振動、悪臭の防止など、近隣に配慮した生活を心がけます。
- 周辺からの苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に努めます。

事業者求められる取組

- 事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの防止に努め、関係法令を遵守します。
- 周辺住民などからの苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に努めます。

旧鳥海鉱山の歴史と原油流出防止対策

草津字湯の台地区（旧八幡町）の鉱山の歴史は古く、1752（宝暦2）年から手掘式で油を採取していました。1934（昭和9）年になると綱掘機による掘削が行われ、全盛期には年間2万キロリットル以上の産油量がありました。その後、ローリング式ボーリングに変更されましたが、1964（昭和39）年に一日の産油量が1キロリットル以下まで減少し、採油業務を停止しました。

しかしながら、1973（昭和48）年に突然流出した油が近くの農業用水に流れ込み、水田約35ヘクタールが汚染被害を受けました。現在も少量の油の湧出が続いているため、油水分離槽や水路への杉枝を設置するとともに、日常的な点検や監視を行い、下流の田畑への油の流出を防止しています。

■ 原油流出防止対策の取組



油水分離施設（油水分離槽）



水路への杉枝設置及び浮上油回収作業

施策の柱：快適な生活環境の形成

(1) 現状と課題

○生産活動（工場系）による大規模な公害は、現在発生していませんが、ライフスタイルの変化や環境に対する意識の高揚といった生活環境に起因する苦情・相談件数は増加傾向にあり、内容も複雑化・多様化しています。

○市民アンケート調査では、住まい周辺の環境に対する満足度の問いで、「市民のマナーの良さ」が、最も低い結果となっています。マナーの向上には、単にルールを作り守るだけでなく、「相手への思いやり」を形にする意識（気づき）の醸成と行動しやすい環境づくり、継続的な啓発活動が不可欠です。

○なお、清掃ボランティアへの参加率は、3割にとどまり、人口減少が続く中では、市民一人ひとりの負担が増えることも予想されますが、「みんなで少しずつの負担」、「お互い様」の意識を一人ひとりが持つことで身近な環境をより良くすることができるものと考えられます。

○市による環境に関するマナー向上の啓発や指導のほか、まちの美化・緑化といった具体的に取り組みやすい活動を推進・支援することで、より快適な生活環境が維持・保全できるよう取り組みます。

○公害以外の苦情・相談としては、飼い主のいない猫による生活被害やペットの飼養に関するトラブルが増加傾向にあります。動物がその命を終えるまで適切に飼養するといった動物愛護管理法の趣旨を広く周知することで、人と動物が共生する社会への理解を進め、環境を整えていく必要があります。

○一方、近年、野生鳥獣が人家や農地周辺に出没し、目撃される件数が増加しています。特に大型獣類の出没は、生活環境に様々な影響を及ぼし、実際に人的・物的被害も引き起こしています。野生鳥獣の習性などへの理解を深め、かつ、生活環境への被害防止に向けた対策を市民、事業者、市それぞれの立場で積極的に取ることが重要です。

(2) 各主体の取組

市の取組

- 美観と景観を保全します。
- 生活環境に関するマナー向上の取組に努めます。
- 動物の愛護と適切な管理を促し、対策に努めます。

市民に求められる取組

- 地域の清掃、美化活動に積極的に参加します。
- ごみのポイ捨て禁止、ごみ出しルールを守ります。

○伴侶動物³⁰の飼育マナーを守り、鳥獣への理解を深めます。

事業者に求められる取組

- 景観に配慮した事業活動を展開します。
- 地域の清掃、美化活動に積極的に協力し、事業所の敷地や周辺の美化に努めます。
- 動物の愛護に努め、鳥獣への理解を深めます。

TNR (ティー・エヌ・アール)

飼い主のいない猫を捕獲 (Trap) し、不妊去勢手術 (Neuter) を行い、元の場所に戻す (Return) ことで、猫がこれ以上増えないようにするための活動です。その地域の野良猫の増加を抑制するとともに、野良猫による問題 (フン尿被害、騒音など) を減少させることを目的としています。

なお、「地域猫活動」は、飼い主のいない猫による被害やトラブルを地域の環境問題として捉え、地域住民の理解と協力の下、不妊去勢手術・エサやトイレの管理を行うことで、一代の命を守りながら猫の数を減らして環境の保全を図る活動のことで、「TNR」はその一部を構成するものです。

飼い主のいない猫に対する取組

酒田市では、上記取組を支援するため、活動団体に対する補助制度を 2024 (令和 6) 年度から開始し、2026 (令和 8) 年度には、個人からの申請に対応できるよう制度を見直し、飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術への対応を進めています。

一方、公益財団法人による不妊手術事業や手術費用の補助といった様々な取組も展開されています。

飼い主のいない猫は、飼い主責任を追及する相手がないため、個人の問題として解決することが難しく、地域の環境問題として解決を図る必要があります。

飼い主のいない猫をこれ以上増やさず、人と猫が共生できるまちを目指して、私たちができることを考えてみませんか。



出典：地域猫活動の啓発ポスター (R6)

³⁰ 伴侶動物：人と共に暮らし、伴侶や家族、友達、仲間と同じように位置付けられた身近な動物をいい、コンパニオンアニマルとも呼ばれている。従来の「愛玩動物」という呼称が持つ「玩具」のようなニュアンスとは異なり、動物を家族の一員として捉える考え方を反映している。

基本目標	【協働社会】みんなが協働して環境保全に取り組むまち
------	---------------------------



施策の柱	施策
1 市民・事業者の環境意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・環境学習³¹の推進 ・環境情報の発信と共有
2 環境保全活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・協働による環境保全活動の推進

地球温暖化をはじめとする環境問題は、年々複雑化・多様化しており、市や一部の関心の高い人々だけが取り組むと解決するものではありません。環境を守るためには、これまで環境保全活動と関りが薄い、あるいは関わりのなかった人々も取り込み、一人ひとりが環境問題を「自分事」として捉え、正しい知識を持ち、主体的かつ継続的に、時には協力し合いながら実践することが重要です。

一方、家庭や学校、事業所といった様々な場で、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たしながら省エネルギーやごみの減量化などに取り組むことで、市全体の環境意識が高まってきている現状もあります。

環境保全の取組を進める上で、環境意識の向上は必要不可欠です。環境に関する情報の発信や共有化、あらゆる年齢階層に共通または年代に応じた環境教育・環境学習の機会の提供に努め、環境保全活動の担い手となる人材の育成や地域における協働による取組への支援を通して、環境保全活動の更なる充実を図ります。

評価指標		
指標項目	現状値	目標値
環境関連の出前講座の実施回数	10 回	12 回

❖関連する主な SDGs のゴール		
ゴール	達成のために重要なこと	
 4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに	・環境教育を通じて、持続可能な開発を促進するために必要な知識、技能を習得できるようにすること
 17 パートナーシップで目標を達成しよう	パートナーシップで目標を達成しよう	・効果的な市民・事業者・市のパートナーシップを推進すること

³¹ 環境教育・環境学習：「環境教育」は行政や学校など教える側が主体的に行う教育を指し、「環境学習」は市民など学習する側が主体的に環境について学び、行動を起こすことを重視する点で異なる。環境教育は環境問題の解決や持続可能な社会の実現を目指し、環境学習では学習者自身の行動や体験を重視し、環境ケアに向けた行動変容を促す点が特徴。

❖関連する主な個別計画

○酒田市ごみ処理基本計画

○酒田市生涯学習推進計画

○酒田市食品ロス削減推進計画

ESD

「ESD」は Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳されます。

具体的には人類の開発活動に起因する様々な問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動などの変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のことをいいます。



出典：ユネスコの活動（文部科学省）

ESD と SDGs、環境教育

SDGs は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、2030（令和 12）年を期限とする包括的な 17 の目標及び 169 のターゲットにより構成されており、ESD は、このうち、目標 4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」のターゲット 4.7 に位置付けられています。

一方、ESD は、環境的視点、経済的視点、社会・文化的視点から、より質の高い生活を次世代も含む全ての人々にもたらすことのできる開発や発展を目指した教育であり、持続可能な未来や社会の構築のために行動できる人の育成を目的としているものです。

2016（平成 28）年 3 月に、持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議が策定した「我が国における『ESD に関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画」においては、ESD は、環境教育を包含するものとして整理がなされています。また、2017 年（平成 29）年 3 月に告示された新学習指導要領における各教科等の解説の総説には以下の記述があります。「一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を創造していくことが期待される。」

（１）現状と課題

■環境教育・環境学習について

○酒田市では、多くの市民に環境学習の機会を提供するため、ごみや地球温暖化に関する出前講座等を実施しています。しかしながら、市民アンケート調査によると、環境に関するイベント（講演会、学習会等を含む）に参加したことがある市民の割合は、2割程度にとどまっている状況にあります。

○環境教育・環境学習への意欲については、「機会があれば学びたい」と回答した割合は5割を超えていましたが、「特に学びたいとは思わない」と回答した割合も3割程度あり、20代、30代の若年層での比率が高くなっています。

○一方、「SDGs」の認知度は9割程度と、広く浸透していることがわかる結果でした。今後の施策を進める上で、「SDGs」をキーワードにより多くの市民が環境について学び、環境に配慮した行動を実践できるようにするため、多様な世代に向けた環境学習機会の提供が必要です。

○小・中学生アンケート調査では、環境に関するイベント・活動への参加状況について、小学生では約5割が「参加したことがある」となっていますが、中学生では2割程度にとどまっており、年代を経るごとに低くなる傾向にありました。今後も様々な機会をとらえ、環境に関する教育を充実させることで環境問題を意識した身近な取組ができるよう学びの場を提供していくことが重要です。

■環境情報の発信と共有について

○環境意識の醸成や環境保全活動の拡大に向けては、正しい情報を適切なタイミングと伝達手段を持って広く発信していく必要があるほか、市民や事業者の環境活動の実践例や取組効果などを広く紹介し、活動情報を共有することも必要です。

○環境情報を発信する方法については、目的と対象によって媒体や内容を使い分けることが重要であり、具体的な媒体としては、環境省のウェブサイトや環境情報ポータルサイト、企業の「環境報告書」、マスメディア、ウェブサイトなどがあります。

○一方、情報発信の在り方については、国や自治体が持つ環境保全に関するデータを誰もが活用できるようにする、若者や将来世代が環境情報を意思決定に反映できるように、将来の環境予測情報などを積極的に共有する、専門的な内容を理解しやすい形に加工し、分かりやすい言葉での発信を行うことも重要です。

○酒田市においても、市広報やホームページにて「エコドライブ」、「クールシェアスポット」、「ごみと資源の分け方・出し方事典」といった実生活に役立つ地球温暖化対策やごみ処理に関する情報のほか、国・県により提供される環境施策の内容についても広く周知していますが、前述のポイントを踏まえ、情報発信の方法と共有の在り方について十分に検討し、情報の受け手にとって分かりやすく、活用しやすいものとなるよう努めます。

(2) 各主体の取組

市の取組

- 環境教育・環境学習の機会の整備、充実を図ります。
- 環境情報の収集や発信に努めます。

市民に求められる取組

- 環境にやさしい行動の実践に努めます。
- 自主的に環境学習に取り組みます。
- 環境イベント・環境学習講座などに積極的に参加します。
- 環境に関するアンケートや調査に協力します。

事業者求められる取組

- 従業員を対象とした環境研修を実施します。
- 施設見学の受け入れなど、環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 事業者の環境情報について報告書やウェブサイトでの公開に努めます。
- 環境に関するアンケートや調査に協力します。

環境に配慮した経営

経済のグリーン化を実現するために、事業者による環境に配慮した経営は、重要な役割を果たします。事業者の自発的な環境配慮の取組により、自らの環境負荷を抑制するばかりでなく、製品の利用段階での環境負荷を抑制し、原料採掘における環境配慮を促すことにも貢献します。また、新たなエコビジネスや環境技術の開発も、事業者の日々の研究成果によるものです。さらに、研究機関や教育機関が、環境に関する研究や環境教育を実施することも大切な取組です。

環境配慮経営に役立つ取組

(1) 環境マネジメントシステム (EMS : Environmental Management System)

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、このための組織や事業者の体制・手続きなどの仕組みを「環境マネジメントシステム」といいます。

(2) エコアクション 21

環境省では、中小事業者などの幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法を提供する目的で、エコアクション 21 を策定し、その普及を進めてきました。エコアクション 21 に取り組むことにより、中小事業者でも自主的・積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境経営レポート」として取りまとめて公表できるように工夫されています。

施策の柱：環境保全活動の充実

(1) 現状と課題

○環境の分野は、地球温暖化や廃棄物、自然保護など多岐にわたり、課題も山積しています。これらを解決するには、日常生活での一人ひとりの行動変容、地域コミュニティでの取組、多様な主体との連携を促進することによる環境保全活動の充実が重要です。

○国の環境基本計画においても環境保全活動の充実は、国、地方自治体、事業者、国民が連携・協働し、脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会を構築する上での核心的な要素としており、ESD（持続可能な開発のための教育）や環境教育を促進し、地域単位でのボランティア、企業・NPOの連携による活動の活発化を目指しています。

○なお、具体的な取組としては、「地域主体の環境保全・教育」として地方環境パートナーシップオフィス（EPO）等の組織を活用し、地域レベルでの環境活動を支援すること、「多様な主体による協働（パートナーシップ）」として公園・道路の清掃美化活動（アダプト・プログラム³²）や、行政と事業者・若者が共創するPPP（公民連携）³³によるサステナビリティ教育を実施すること、「環境活動の具体化」として資源の集団回収、緑化活動、省エネ・節電など、家庭や事業者レベルでの具体的な環境負荷低減活動を助成・推進することが挙げられています。

○酒田市においても、市民、事業者と協力して、道路や側溝、公園などの清掃を実施する「まちをきれいにする運動」や河川・海岸愛護に対する県民意識の醸成と美しく快適で豊かな県土づくりを目的とした「きれいな川で住みよいふるさと運動」といった清掃美化活動が展開されているほか、地域団体による集団資源回収への助成などが行われており、今後も地域を主体とした環境保全活動が継続的に行われることが期待されます。

○一方、多くの活動団体で、少子高齢化による会員数の減少や世代交代の停滞、若い人材の参画が進まないといった問題を抱えており、将来的な環境保全活動にも影響が出ることが懸念されます。

○環境保全活動を継続的に行うため、環境保全活動に興味関心のある市民と人材を必要としている活動団体をつなぎ、環境ボランティアや環境リーダーといった環境学習や環境保全活動の推進役となる人材の育成について検討します。

(2) 各主体の取組

市の取組

- 市民や事業者が行う環境保全活動を推進します。
- 環境保全活動を行う団体の支援や人材の育成を図ります。

³² アダプト・プログラム：地域の道路や公園などを、市民や団体が愛着と責任をもって清掃活動を行い、行政がこの活動を支援する制度。アダプト「ADOPT」とは、英語で「養子縁組する」という意味。

³³ PPP（公民連携）：「Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）」の略語で、行政と企業・大学等が連携し、民間の資金・ノウハウを活用して公共サービス（施設運営など）を提供する手法のこと。

市民に求められる取組

- 環境保全活動に興味関心を持ちます。
- 地域や市の環境保全活動に参加します。

事業者求められる取組

- 市民や市と連携して、地域の環境保全活動を実施します。

SDGs 目標への取組について

「SDGs」は Sustainable Development Goals の略で「持続可能な開発目標」と訳されます。2001（平成 13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SDGs 17 のゴール

出典：外務省ホームページ

	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		15. 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	4. 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する		16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う		11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する		17. パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	6. 安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		12. つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する		

第5章 計画の推進

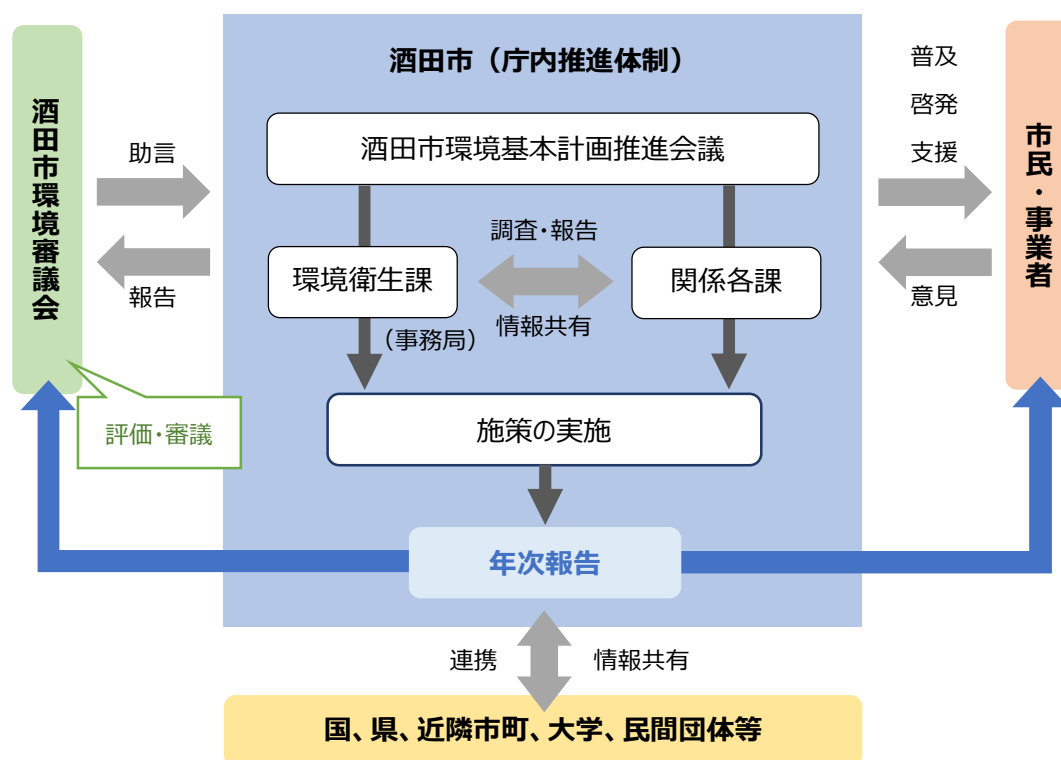
1 計画の推進体制と役割

目指す環境像を実現するため、市民、事業者、市がそれぞれの役割分担の中で緊密に連携・協力しながら計画を推進し、環境審議会において進捗状況を確認します。

なお、広域的な課題に対しては、国、県、近隣市町と協力するとともに、大学、民間団体との連携を密にしながら、環境の保全と創出のための施策を推進します。

計画の見直しや次期計画策定の際には、必要に応じて策定会議の組織を検討し、環境の保全及び創出について市としての調整を行います。

■計画の推進体制



■審議会等の概要

組織名	委員構成	役割
酒田市環境審議会	有識者 団体代表 事業者	計画に関わる事項その他の環境に関する重要事項についての審議及び調査を実施する機関。環境基本条例に基づき設置する。
酒田市環境基本計画推進会議	副市長（委員長） 市民部長（副委員長） 関係部長	計画推進に関する基本事項の検討、課内の進捗状況に関する調査、各課間の調整を行う会議。必要に応じて下部組織を持つことができる。

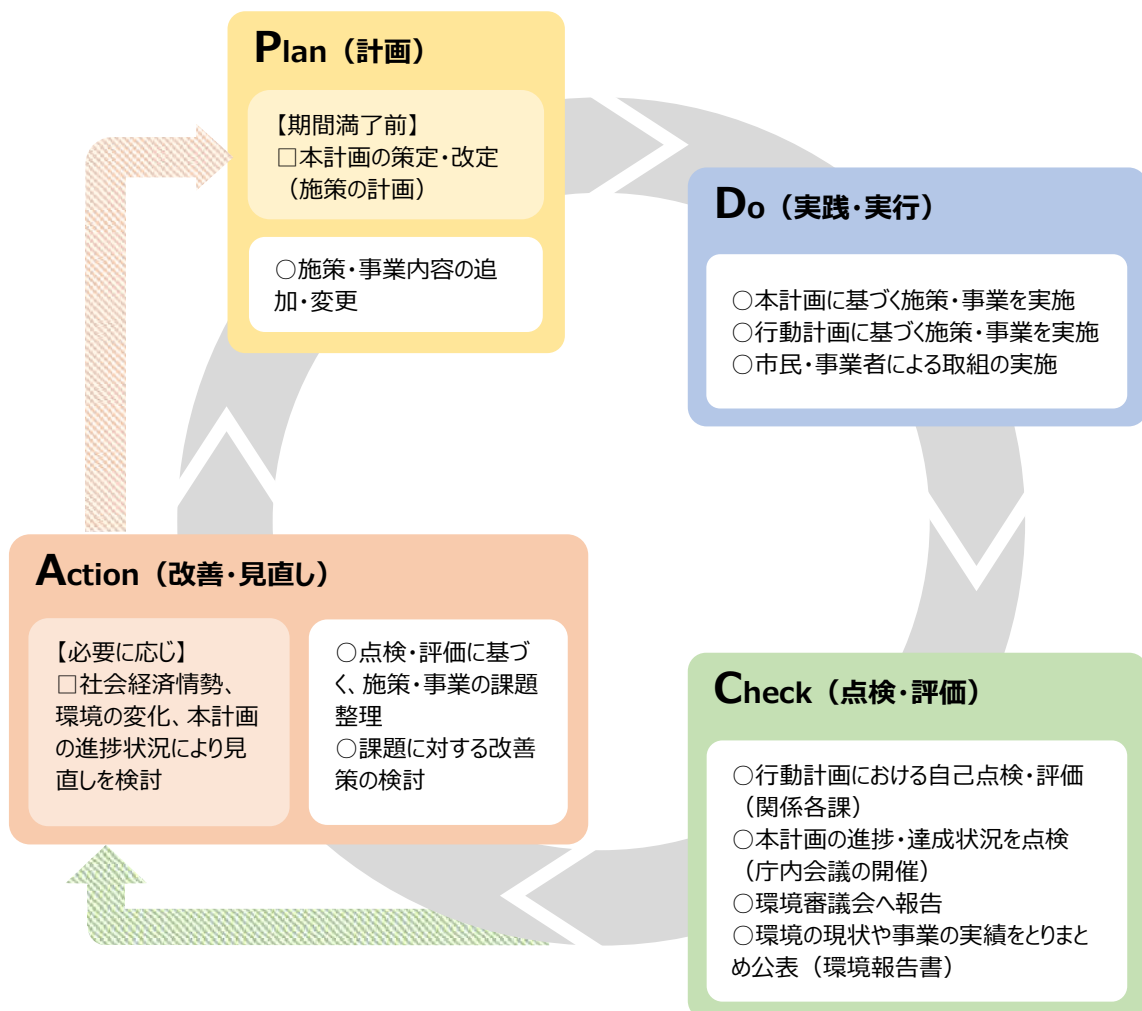
2 進行管理の方法

本計画では、PDCA サイクルによる継続的な進行管理を行い、施策の推進を図ります。

計画の点検・評価は、基本目標ごとに設定された評価指標を用いて実施し、各種計画に基づく施策・事業については、それぞれの部署における点検・評価を実施します。

また、本計画の進捗・達成状況に関する庁内会議の開催や、環境審議会への報告による有識者、団体代表、事業者の意見を踏まえ、課題を整理し改善を図ります。環境保全の現状や事業の実績については公表します。

■ PDCA サイクルによる計画の進行管理



評価指標一覧

各基本目標における評価指標の一覧は下表に示すとおりです。

基本目標	施策の柱	評価指標				
		指標項目	現状値 (2024年度)	目標値 (2030年度)	単位	
脱炭素社会	地球温暖化対策 ・ 気候変動適応策	温室効果ガス排出量	市内	648 (2022年度)	504 (2027年度)	千 t-CO ₂
			市事務事業	18,871.2	17,945.3	t-CO ₂
		再生可能エネルギー発電の導入量		610 (2023年度)	652 (2028年度)	GWh/年
		再生可能エネルギー由来の電力を 購入している市公共施設数		30 (2025年度)	36	施設
循環型社会	4 Rの推進 ・ 廃棄物の適正処理	ごみ排出量	1人1日当たり 家庭系ごみ	571	511	g
			家庭系・事業系 ごみ（総量）	32,610	28,305	t
		資源回収量		3,183	3,200	t
		リサイクル率		15.0	16.0	%
自然共生社会	生物多様性の保全	生物多様性の言葉の認知度		61.0 (2023年度)	70	%
		自然共生サイト認定数		0	1	件
	持続可能な 生物多様性の維持	自然に関するイベント参加経験者割合		12.9	20	%
安心・快適社会	安全・安心な 生活環境の保全	環境基準の達成 (生活に好ましい 環境の指標)	大気	概ね達成	達成	—
			水質	達成	達成	—
			騒音	概ね達成	達成	—
	公害等苦情相談件数		45	現状値比 20%減	件	
	河川等の水質汚濁事故件数		10	0	件	
快適な生活環境の形成	町きれ・川きれ運動参加者数		16,653	16,700	人	
協働社会	市民・事業者の 環境意識の向上 ・ 環境保全活動の充実	環境関連の出前講座の実施回数		10	12	回

第3次酒田市環境基本計画

令和8年3月発行

発行・編集 酒田市市民部環境衛生課

〒998-0104 酒田市広栄町三丁目 133 番地

TEL 0234-31-0933

FAX 0234-31-0932

E-mail kankyo@city.sakata.lg.jp